令和2年度第7回藤沢市市政運営の総合指針改定委員会

日時 2020年10月15日(木) 政策会議終了後 場所 災害対策本部室

日 程

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 前回会議の開催結果について(資料1)
 - (2) 市議会議員全員協議会(2020年9月25日)への報告結果について(資料2)
 - ③ 総合指針改定の今後の進め方について(資料3)
 - (4) 市政運営の総合指針2020の改定に係る意見交換会・アンケート等の対象 となりうる団体連合会,協議会等の調査について(資料4-1,4-2)
 - (5) 基本方針改定案作成に向けた意見照会について(資料 5-1, 5-2)
 - (6) 新たな市政運営の総合指針重点事業及び令和3年度予算重点化事業の選定 に係る理事者ヒアリング(オータムレビュー)の実施について(資料6-1,6-2, 6-3,6-4)
 - (7) 基本方針8つの基本目標とSDGs169ターゲット対応表について(資料7-1,7-2,7-3)
- 3 閉会

(事務局 企画政策部企画政策課 内線2175)

議事録

令和2年度第6回藤沢市市政運営の総合指針改定委員会を次のとおり開催した。

131112 1 及 37 0 1	(1/4)(1/4)(1/4)(1/4)(1/4)(1/4)(1/4)(1/4)			
会議名	令和2年度第6回藤沢市市政運営の総合指針改定委員会			
開催日	2020年(令和2年)9月1日(火)16:03 ~17:05			
場所	本庁舎7階 災害対策本部室			
出席者 鈴木市長,和田副市長,宮治副市長,岩本教育長				
	(構成員)			
	総務部長,企画政策部長,財務部長,防災安全部長,市民自治部長,生			
涯学習部長,福祉健康部長,保健所長,子ども青少年部長,				
	経済部長,計画建築部長,都市整備部長,道路河川部長,下水道部長,			
	市民病院事務局長,消防局長,教育次長,教育部長,議会事務局長,監			
	查事務局長,農業委員会事務局長,選挙管理委員会事務局長			
議事	1 議題			
	(1)前回会議の開催結果について			
	(2) 市議会への取組状況の報告について			
	(3)議員全員協議会報告内容について			
	(4)その他			
内 容	1 開会			
	2 議題			
	(1)前回会議の開催結果について(説明者:企画政策部長)			
	□企画政策部長から、資料に基づき概要説明が行われた。			
	≪内容≫			
	8月20日の第5回会議開催結果を確認いただくもの。記載内容の			
	修正がある場合には,今週中を目途に,事務局への連絡を依頼した。			
	≪主な意見等≫			
	なし。			
	≪結果≫			
	了承。			
	(2) 市議会への取組状況の報告について			
	(説明者:企画政策部長,企画政策課)			
	□企画政策部長,企画政策課から,資料に基づき概要説明が行われた。 □			
	《内容》			
	指針改定の取組状況を市議会に報告するため、市議会に対し、市議			
	会9月定例会期間中の議員全員協議会開催を依頼したので,開催予定			

日について報告するとともに、出席者等の案について説明するもの。 ≪主な意見等≫

なし。

≪結果≫

了承。

(3)議員全員協議会報告内容について

(説明者:企画政策部長,企画政策部課)

□企画政策部長,企画政策課から,資料に基づき概要説明が行われた。 《内容》

9月25日の議員全員協議会に報告する資料の案について説明するもの。

≪補足説明≫

〇今回の改定素案については、前回の改定委員会以降、短い時間で各部局から色々と意見をいただき感謝申し上げる。意見の反映ができていないものもあるが、事務局で順次各部局を回らせていただいている。議員全員協議会前までの最後の改定委員会となるので今後は個別に調整をさせていただく。基本目標などの大きな変更はなるべく今週中にご意見をお願いしたい。9月16日(水)に議員の皆様に資料を配布する予定としているので、9月15日(火)を目途に各部局との調整をさせていただき議員全員協議会に臨んでいきたい。(佐保田企画政策部長)

≪主な意見等≫

なし。

≪結果≫

了承。

(4) その他

- 〇新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から会議時間の短縮を図ったため,政策会議や改定委員会でも各部局から個別の意見を出しづらい状況であったので,基本方針の検討に関して各部局長から一言ずつコメントをいただきたい。(企画政策部長)
- 〇コンセプトにスマート藤沢が入っており、キーポイントの一つだと 認識している。スマート自治体への転換という視点が行革の中でも 必要であり、指針とも共通している。スマート自治体の関係でいう と、総合計画や指針等の改定をする他自治体のほとんどがスマート

自治体を柱としているので、新たな自治体間競争の形になると捉えている。ICT活用やオンライン手続きで競い合っていく時代となると思われるので、この取り組みを加速化させていく必要があり、自治体としてもスピード感を持って取り組むことが求められると思う。(委員)

- 〇長期的な財政運営の在り方について申し上げたい。歳入の落ち込みについては令和4年度でも今までの水準に回復しないのではないかと思う。最低2年間は非常に厳しい財政運営となると思うが、今後20年間の財政運営を鑑みるとこの2年間は試金石となる。長期的な財政運営のキーワードを2つあげると「劣後順位」と「将来予測」である。令和3年度の予算では何をやるべきかを重視し、優先順位付けをお願いすることになるが、今後は「劣後順位」で何をやらないのかを決めるのが重要。やらないことを決めるのは難しいことであるが、長期的には避けて通れない。「将来予測」については、今後の大規模な投資事業が控えているので、財政健全化指標の長期的シミュレーションを行っていく必要がある。(委員)
- ○防災安全部では、基本目標1の安全な暮らしを守る部分を担っている。現在、台風9号が沖縄から九州に、台風10号も本州に向かっている。非常に強い勢力の台風であるとの報道もあり、激甚化がどんどん進んでいる。ハード面を重視して対策をすることはなかなか難しく時間がかかるためソフト面の対策が必要である。逃げ遅れゼロを目指して、地域の皆様と一緒に防災計画等を作っていかないといけない。地域包括ケアということで市民自治部と福祉健康部が中心に地域づくりをやっているが、そこに防災安全部も入らせていただき、3つの視点で地域づくりをしていきたい。避難所の運営において、将来的に職員が減少していった場合、職員だけでは対応ができない可能性があるので、地域住民での自主的な運営につながるようにしていくという視点も必要と考える。(委員)
- ○今回の改定ではコロナの関係が大きな要素となると考えている。コロナに対する対応ではなく、コロナをきっかけとして今後の方向性をどうするかということが大きな視点として求められると思うが、それについて言及していないのは違和感がある。具体的な基本目標の中にはそういったことを意識した記載がされているが、基本方針の部分にコロナを受けて新しい生活様式をもとに今後どうしていくかという市の基本的な考え方を入れていかないといけないのではないかと感じている。(委員)

- ○基本目標2の文化・スポーツを盛んにするという部分の担当になるが、普遍的な内容の部分でもあると考える。文化とスポーツにより経済や地域を活性化させていくという視点を持って文化・スポーツ活動を推進していかないといけない。本市では市民の文化・スポーツ活動が活発に行われていると思う。行政としての役割はその活動環境を整えていくことだと思うが、文化・スポーツ施設だけに限らず、財政状況が厳しいということで大規模改修が先送りになっているものもある。20年後の市民の方も同じサービスを受けるためには計画的に投資をして事業を進めないといけない。その時々の財政状況によって進めるべき事業が影響を受けて、将来の人が本来受けられるべきサービスを受けられなくなってしまうのは問題ではないか。文化・スポーツ活動の環境を整えていくのは行政としては必要であると考える。(委員)
- ○今まで進めてきた支えあいのまちづくりに、コロナが大きな影響を及ぼしている。福祉に関しては時代に即して法律等が変わってくるので、長期的な課題を見据えるのが難しい部分もある。2040年を意識すると多死時代ということで、いつどこで亡くなるのかを意識しなければいけない。寿命を延ばす取り組みをしながら、自宅で亡くなるのであれば、在宅医療等を充実させていくなど、様々なライフスタイルにあわせた選択ができるように環境整備をしていくことが求められる。介護人材の不足についてはロボットや IoT などを活用し、健康寿命を少しでも伸ばして快適な生活ができるようにしていくことが必要と考える。(委員)
- 〇自治体戦略として、2040年に向けた持続可能なまちづくりへの 転換とあるが、2040年問題を市がどう分析し、市における課題 の本質は何かということが具体的に書かれていないので、そこを具 体的に追求しながら、市民や職員と共有し、共感を得ていく必要が ある。核となるのは20年後の都市ビジョンをどう描くかというこ とであり、新たなリスクに対応できる地域経済活動、社会資本や都 市基盤の在り方、新たな行政運営をどのように実践的に取り組んで いくかというベクトルを明確にすることだと考える。新聞報道の中 では、コロナ禍で都市集中型社会の脆弱性が浮き彫りになっている ことや平成は先送りの時代で令和は持続可能で豊かな地域社会に 変われるかどうかの分岐点であるとのコメントがあり、印象的に受 け止めている。子ども青少年部の長期課題でいえば、資料3-4に 記載のとおり3点挙げている。施設整備による待機児童の解消にと

どまらない本質的な保育ニーズをとらえた保育行政の在り方,青少年の関係施設の老朽化対策として公共施設の観光資源化も視野に入れたリノベーション,ソフト面では多様性を意識する中で,子どもの孤立や格差の課題が課題にならないまちであって欲しいと思う。(委員)

- ○地球規模の課題としてプラスチックごみの削減,温室効果ガスの削減が大きな2つの柱となっている。基礎自治体でできることは限界もあり,国の動向にも左右されるところもあるが,着実に取り組んでいく必要がある。将来を担う子供たちへ豊かな環境を残すためにも取り組んでいかないといけないので,今後,環境教育や啓発活動に力を入れていく必要があると考える。(委員)
- 〇ICT や AI の流れにさらにコロナの流れが加わって DX が加速化されており、ロボットやデジタル化の支援を進めていく必要がある。観光分野ではコロナの影響を受けているが、環境の変化に敏感に反応して新たな対応をすることが求められている。産業全体としては、商店街や中小企業、農業、観光業など産業全体の課題としての後継者不足にどう対応をするか考えていく必要がある。2040年の藤沢市の姿にもあるが、自然環境豊かな藤沢で、湘南のライフスタイルと一体となった豊かな働き方を実現できるよう、サテライトオフィスの設置やテレワークの推進状況などの働き方の変化に対応しながら、豊かさを実感できる都市を具体的にどう進めていくか模索していきたい。(委員)
- ○指針と関連が深いと思われる都市マスタープランを2年前に改定した。そことも整合を図っていく必要がある。自動運転等の技術の進歩やコロナの影響をどう反映させていくか、まだ工夫が必要であると感じている。建設部門なので基盤整備や公共施設の長寿命化については指摘されてから年月がたっているが、今後の財源不足は間違いなくある。その表現についても今までと同じではいかがかと思うので、いかに工夫して整理できるかが課題であると捉えている。(委員)
- ○20年後,2040年の人口構造の変化から高齢者の割合が増加 し,疾病構造の変化が予想され,医療を必要とする方が増えてくる と考える。今後も病院として持つ専門的な医療機能を質の高いレベ ルで提供しながら,引き続き現在の高度急性期医療を担って地域医 療機関との連携や機能分担を進めていく必要がある。施設整備では 東館の整備が終わったが,老朽化している西館の再整備の検討が必

要と考える。コロナに直面して、市民病院は公立病院として地域医療を支え市民の健康を守る重要な資源であると再認識した。今後も地域に絶対に必要な病院として運営をしていく必要がある。(委員)

- ○保健所は保健衛生を担っているが、災害分野、健康危機管理に関しても体制を強化しないといけないと感じている。長期的なスタンスでは、人口の減少、担い手の不足があるが、コロナが転換期となっている。身近で手を取り合って寄り添うだけでなく、離れていて少ない人数でも距離の遠さを ICT などで補うなどの手法も考えているいろな環境を構築していかないといけない。そういう視点も含めて本当の包括ケアは何かを考えていく必要がある。(委員)
- 〇コロナの環境下で食料の自給や確保に市民の関心が高まっている。 農業に関しては現在もこれからも食料供給の場としてだけでなく, 自然環境,防災・減災機能,美しい景観など,多面的機能を持った ものとして農地を農地として保全していくことが必要である。環境 が変化する中で農業をどう継続していくか,担い手の確保や物理的 な環境整備を行う中で,市民の関心が続いてくれればいいと思う。 農業委員会としては担い手の育成確保とともに農地の状況を把握 し,荒廃地の未然防止や解消をしていく。ICT やデータ活用につい ても検討をしていきたい。市民に対しては都市農業に関心を持ち続 けていただき,重要性を認識し続けていただけるよう関係部署や関 係団体等と連携をしていくことが求められる。農業委員会は法改正 で農地利用の最適化が必須事務となったため,自ら動いていく姿勢 を意識していきたい。(委員)
- ○選挙の執行をイメージしていただければわかるが、現在はデジタルに一番遠い執行体制である。現在でも紙と人海戦術で対応をしている。20年後の2040年を想像すると、今後スマートフォンを使える方が多くなると思うので、人海戦術や紙で対応をするという時代ではなくなるのではないか。過去には電子投票をした自治体もある。20年後には人が集まることをしなくても選挙ができる体制が実現できるかもしれない。それに向かって対応をしていかないといけない。(委員)
- ○20年前を振り返ってみると、携帯やパソコンを持ち始めた頃であった。今はスマートフォンが普及し、様々な機能が付加された眼鏡も出ている。今後の20年は、行政では職員が半数になっていることも考えられ、そこを補うのは AI となる。DX が加速化される今後10年間が最大のポイントとなってくると思う。(委員)

- ○2040年の本市の人口規模は、都道府県における人口規模46位か47位と同程度と思われる。人口が一番少ない都道府県と同規模程度なので、基礎自治体としてはかなり大きい方であり、それなりの組織体制、構えは求められるのではないか。現在の市民満足度は高く、藤沢市に住みたい人は多い。満足度調査の結果も、少しずつ高くなっている。今後の20年間を展望し、さらに良くなるためには、市民アンケート結果にあるとおり、文化施設、景観やまちなみ、渋滞緩和、ロボット・AIに力を入れると、もっと魅力があふれる都市になると思う。そのために、知恵を絞って財源を確保していくことが重要であると考える。(委員)
- 〇これからの時代を生きていく子どもたちに求められるのは、予測できない速さで変化する社会に対応する力である。主体性や生きていく力、判断する力をどのように教育の中で培っていくかが大事。個別最適化が必要とされる中で ICT の活用をこれからも進めていく必要がある。コロナが大きな契機になると思うが、学校の在り方も大きくシフトさせていかないといけない。そういった視点も指針の中に入れられるといいと思う。(委員)
- ○昨日までに中学校で一人一台の端末設置が終わった。小学校も順次進めているが、端末を設置することが目的ではない。どう活用してもらうかが大事であり、やっとスタートラインに立った状況。デジタル化により、PC が文房具になる時代がすぐにくる。子どもたちに大人が何を残せるのか。身近な問題として20年後をイメージし、子どもたちがどんな大人になるのか、予測不能な世の中を生きていく力をつけられるよう、指針がそういった視点を取り入れたものになるように教育部は大胆な切り口で取り組んでいきたい。(委員)
- ○将来を見据えて取り組むべき課題として,災害の変化や社会構造の変化に対応しうる消防体制を常に備えておくことが大事な使命である。風水害の激甚化・頻発化,震災火災の大規模化等に十分な消防力で対応していくことが求められている。進展する高齢化で救急件数が増え続け,財源が不足することも予想され,消防力の適正化,消防の業務そのものや装備の効率化など消防の実態に即した選択をしていくことが必要となる。人員や装備の増強は必要ではあるが,それだけではなく部隊の再編や再配置など運用体制の変更,機能複合した装備の導入や消防隊の活性化など必要となるあらゆる体制を構築して実行していくことで,消防も救急も充実させ,市民に住んでよかったと思ってもらえる実感としての安全安心を提供

し続けていきたい。(委員)

- 〇公営企業であるので、やるべきことと収入の両方で取組を進める必要がある。3つのコンセプトでサステナブル藤沢があるが、下水道部としても持続が大きなキーワードとなるので、コンセプトに即した事業展開を図っていきたい。持続のことを考えると背景にある人口減少や税収減が大きな問題としてあるため、市政全体として取り組むべき大きな課題だと思う。人口減少を防いでいくには、今後も藤沢らしさという活力をいかに保つのが大事である。住む方だけでなく、働く方や来られる方をいかに取り込んでいくか。都市の活力と都市基盤整備については別のセクションがあるので、そちらと両輪で取り組んでいければと考えている。(委員)
- ○20年後を見据えると、人口の高齢化率が上がるが、都市施設管理の高齢化も急速に進んでくる。5ページの(3)土地利用のところに都市施設の老朽化にも触れていただきたい。20年後に向けて今から準備をしていくが、今の準備で足りるのか煮詰めていく必要があるので、「現状と見通し」の中で触れていただけるとありがたい。基本目標はブラッシュアップしていただければと思うが、もともと藤沢市は職住近接の都市づくりをコンセプトにしてきた。最近の指針や種々の計画等では触れていないが、もともとそれがあって成長をしてきたので、コロナの関係も踏まえて、職住近接について触れるのもいいのではないかと感じた。(委員)
- 〇改定素案作成にあたって部内各課に意見を求めてもなかなか出てこなかった。職員の指針を作っていく認識や指針に基づいて業務を進めていくという意識が希薄であると感じた。20年後を見据えていくと都市基盤を充実するためにも今後、最先端技術を取り入れていく必要がある。20年後はコロナがどうなっているのかわからないが、指針改定にあたってはわくわくするようなまちづくりをしていけるような目標にしていきたい。(委員)
- ○今回の議員全員協議会では20年後にどういう理想を描いている のかとの質問があるかと思う。書面中心のやりとりではなく,各部 局からの想いを伺い,大変充実した会議になったと思う。(企画政 策部長)
- ○有意義なご意見だった。各部局からの意見をできるだけ取り入れられるものは取り入れていきたいと思う。20年前を考えると今の世の中も想像できなかったと思うので、今後の20年後も想像ができる社会ではない可能性もあるが、長期課題からのバックキャスティ

内 容	ングをもとに指針を改定していくのが基本的な考え方なので,もう
	一度そこに立ち返って指針をつくっていきたいと改めて思った。
	(副市長)
	3 閉会

市議会議員全員協議会(9月25日)での主な質問・ご意見の項目一覧

	審査区分1 (基本目標1から8までを除くすべて)
	質問・意見の項目
1	
(1)	2040年に向けた長期課題の洗い出しについて
(2)	長期課題の総合指針への落とし込み、バックキャスティングについて
(3)	人口政策についての認識と今後の政策展開について
(4)	データ活用とガバナンスについて
(5)	多様性を認め合うことで市政運営や地域社会にどのような変化を望むかに
	ついて
(6)	総合指針に沿った市政運営のチェックや一定のルール化について
2	
(1)	広聴では改定素案を市民に提示するのか、また、広聴の件数目標について
(2)	広聴の絶対数について。また、都市マスタープランなど、その他前提とな
	る条例・計画を含めて広聴をすることで、本来の意味の基本方針の策定に
	なるのではないかについて
(3)	SDGsの、ラベリング以外の具体的な取組について
(4)	神奈川県のSDGs日本モデル宣言への賛同について
(5)	SDGsの官民連携パートナーシップを結んだ企業・団体について
(6)	「インクルーシブ藤沢」に関し、機会の平等ではなく市民サービスを受け
	られる結果が平等であるべきではないか。どのように施策に反映するのか
	について
(7)	インクルーシブという考え方を育むという視点で、教育において力を入れ
	ていくことが重要である。「インクルーシブ藤沢」の実現のための政策形成
	を進めるべき。(ご意見のみ)
3	
(1)	3つのまちづくりコンセプトは、20年後の高い目標を示し、その上で基
	本目標を構成すべき。まちづくりのコンセプトと基本目標の関係性につい
	7
(2)	3つのまちづくりコンセプトが非常に重要。「スマート藤沢」では、港区や
	東京都庁のように、高い目標を示して、それに対して向かっていくべきだ
	が,そういった議論は今後されるのかについて
4	
(1)	各部の多くの長期課題への認識と理事者ヒアリングの目的等について
(2)	大型開発の問題など、財政との関係で、長期的な課題をどのように捉えて
	いるのかについて

調整区域の市街化を進めるのかなど、人口を増やしていくという考え方の (3)具体的な点について 人口を増やしていくのではなく、人口減少の時代にあったまちづくりを目 (4)指すべき。(ご意見) SDGsの考え方と国が進めようとしている自助、共助、公助の考え方は 相入れないと思っている。市の認識について (5)SDG sを踏まえ、開発と環境保全の関係について 5 (1)横断的連携やマルチパートナーシップは重点方針に記載するのかについて 観光やアフターコロナのつながりづくりなど、各部でもっと深く検討し大 (2)きく見直しをすべき。市の見解について 6 (1)これまでの総合指針は市長任期にあわせて4年間で何をやるのかを重視し ていたと理解していることについて 目の前の課題への対応と未来的なことを考えることは相入れない。専門の (2)部署、庁内のシンクタンクのようなものが必要ではないかについて (3)広く市民の意見を取り入れるべきだが、2月まで時間がない。本来であれ ば、もっと若い人の意見やノーベル賞の吉野氏の知見も生かすべき。吉野 氏や民間の方も交えて、藤沢未来会議というような専門家チームをつくる といったこともやるべきではないかについて 横浜市の共創フロントのような民間企業からの提案の窓口部署について (4)7 (1)市長の思う「郷土愛あふれる藤沢」が実現できたのか、自己評価につい て。また、これから3つのまちづくりコンセプトを統一的に進める中で、 20年後に向けてどのようなまちをつくっていきたいと市長が考えている のかについて (2)行政の継続性について、今後大きく政策転換することもあると思うが、中 長期的な課題について、市民、行政、議員が共通のもとのしていくことが 重要と考える。市の見解について (3)3つのまちづくりコンセプトは類似した都市であれば共通の課題。このコ ンセプトがどういう形で市長が思い描いている未来へつながっていくの か、もう少し具体的にわかるような工夫が必要。職員、市民に市長の鈴木 イズムを分かってもらえるような指針づくりをしていただきたい。(ご意見 のみ) 8 (1)当事者の参画によるインクルーシブの実現、職員のあり方、13地区の設 定等について

	審査区分2 (基本目標1から4まで)			
	質問・意見の項目			
1				
(1)	基本目標1が、市民意識調査で約10ポイント評価が上がった要因につい			
	て			
(2)	基本目標1に掲げる「安全な暮らしを守る」について、具体的にどのよう			
	な災害対策を進めていくのかについて			
(3)	防災に関して、市の組織改正や人員配置の変更等について			
(4)	基本目標3について、二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組が記載されて			
	いるが,現時点の計画改定に向けた作業の状況について			
(5)	具体的にどういったことをすることで、排出量ゼロを目指しているのか。			
(6)	ゼロカーボンシティ宣言や気候非常事態宣言について			
2				
(1)	基本目標2についてのご意見(「歴史・文化・スポーツの推進」,市民オペ			
	ラの記載,スポーツ推進における高齢世代の健康増進や人々の交流等)			
	基本目標3についてのご意見(「自然を守り豊かな環境をつくる」)			
	基本目標4についてのご意見(「子ども・若者を守り育む」,産前産後の母			
	子の支援、子どもの貧困対策、子育て支援の孤立防止、若者の自立支援、			
	不登校・中退防止等)			
3				
(1)	基本目標2について、藤沢はスポーツ人口に対してハード面での不足が決			
	定的にあると思う。市の課題認識について			
(2)	県との連携など、様々なアイデア、また部局連携を含めて、スポーツので			
	きる環境を充実してほしい。(ご意見のみ)			
4				
(1)	基本目標4について、子どもたちの権利を保障していくという観点を軸と			
	してほしい。			
5				
(1)	基本目標4について、子どもを一人の主体者として捉えていく視点を中心			
	に据えてほしい。非認知能力も大事である。脚注をつけるか、わかりやす			
	い言葉で問題提起を。学校教育については、教育の基本は人対人であり、			
	学校教育の持続可能性が失われないよう、教育政策の立案をしてほしい。			
	(ご意見のみ)			

	審査区分3 (基本目標5から8まで)
	質問・意見の項目
1	
(1) (2)	基本目標7について、復興イメージトレーニングの反映の予定について
(3)	基本目標7について、6つの都市拠点に関し、南部と北部の隔たりの意見がある。都市基盤整備についての市の考えについて
(4)	基本目標8について、東京2020大会を契機としたボランティアの気運 の高まりは、具体的にどういったことを期待し、イメージしているのかに ついて
(5)	レガシーについては、子どもたちのことや、藤沢市の発展につながるもの など、イメージをもって政策をつくってほしい。(ご意見のみ)
2	
(1)	基本目標 5 , 健康寿命日本一についての課題認識について
(2)	基本目標5について、人生100年時代と健康寿命の延伸、高齢期の生きがい、社会参加も大きな課題。生涯現役、生涯活躍の最後の記載と一体化を。加えて、ITリテラシーの追加について。また、地域医療と地域包括ケア、地域共生社会などの整理について。(ご意見のみ) 基本目標6、観光は北部のポテンシャルも課題に入ること。シティプロモーション、氷河期世代の就労支援について。(ご意見のみ) 基本目標7、空き家問題や住まいの確保の観点について。(ご意見のみ) 基本目標8、高齢化で自治会活動は危機的な状況を感じる。若者世代の参
	画や人材の発掘も含めて、取組を大きく変える必要がある。市の見解について
(3)	郷土づくり推進会議の見直しや若い方の意見を取り入れた新しい地域づく りの観点での検討等について (ご意見のみ)
3	
(1)	どのように地域にSDGsを説明していこうとしているのかについて
(2)	SDG s におけるディベロップメント、開発の理解について
4	
(1)	基本目標5について、一番大切なのは人材不足。介護離職やヤングケアラーなどの危機感が記載から感じられない。介護保険制度も厳しい状況であるが、介護の世界ではどのように考えているか。
(2)	外国人の方に選んでいただける日本になるためには,人権も大切。外国の 方も気持ちよく働いていただけるような共生社会を目指す方向性について の市の考えについて

総合指針改定の今後の進め方について

市政運営の総合指針2020の改定については,9月25日開催の議員全員協議会において多くのご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえ,引き続き,年度内の改定に向けて,改定作業を進めます。

今後は、総合指針改定委員会での議論を通じて、基本方針改定素案をさらに精査して見直しを行うとともに、直近4年間に重点的かつ確実に実施すべき施策を位置づける重点方針の改定について、長期課題からのバックキャスティングの視点も取り入れて検討し、12月上旬を目途に基本方針改定案と重点方針改定素案を取りまとめます。

1 広聴の実施予定について

(1) パブリックコメント

- ア 案件名 「(仮称) 藤沢市市政運営の総合指針2024(2040年に向けた持続可能なまちづくりへの転換)」(改定素案)「第1章 基本方針まで」
- イ 対象 市内在住・在勤・在学の方,市内に事業所を有する方,その他利害 関係者
- ウ 期間 2020年10月26日から11月25日まで
- ※12月中旬から1月中旬にかけて、重点方針素案を加えて、再度パブリック コメントを実施する予定です。

(2) 市民意識調査にあわせた市民アンケート

- ア 発送先 藤沢市在住の20歳以上の市民5,000人(層化2段無作為抽出) ※市民意識調査は例年3,000人
- イ 期間 2020年10月19日から11月2日まで(約2週間)
- ウ内容
 - 1問目【20年後(2040年頃)の藤沢市の姿について】
 - 2問目【直近4年間に藤沢市が最も重点的に取り組むべきことについて】

エ 回答方法 郵送またはインターネット回答(試行実施)

(3)「#(ハッシュタグ)ふじキュン課」意見募集

ア 対象 市内在住,在学の高校生

(市内在住, 在勤で 2002 年 4 月 2 日から 2005 年 4 月 1 日生まれの 方も就学状況に関わらず応募可)

イ 期間 2020年10月25日から11月25日まで

ウ 内容 20年後の藤沢市をイメージし、さらに魅力的なまちになるため のアイディアを SNS (ツイッター) で募集。

エ 方法 ふじキュン♡公式ツイッターアカウントをフォローし,ツイッターでハッシュタグ「#ふじキュン課」をつけて,アイディアを投稿。

※県立湘南台高校の「ソーシャルデザイン」を履修する生徒の皆さんとの意見 交換をもとにプロジェクトを検討し、周知用ポスターの作成をはじめ、様々 な協力をいただいています。

(4) 13地区(郷土づくり推進会議)での説明及び意見聴取

日程	地区名
10月13日(火)	明治地区
10月13日(火)	善行地区
10月22日(木)	御所見地区
10月22日(木)	六会地区
10月27日(火)	湘南台地区
10月27日(火)	湘南大庭地区
10月29日(木)	村岡地区
11月9日(月)	鵠沼地区
11月19日(木)	片瀬地区
11月19日(木)	藤沢地区
11月19日(木)	遠藤地区
11月20日(金)	長後地区
12月17日(木)調整中	辻堂地区

(5) 関係団体からの意見聴取

関係団体からも幅広くご意見をいただくため、意見交換会・アンケート等を

実施します。対象となりうる団体連合会、協議会等について照会させていただきます。対象団体は、原則として全市的な団体とします。資料4「市政運営の総合指針2020の改定に係る意見交換会・アンケート等の対象となりうる団体連合会、協議会等の調査について(依頼)」のとおり、実施可能な団体名や候補日時などについて、ご回答をお願いいたします。なお、回答団体数が多い場合などは、実施の可否、方法について、所管課と調整させていただきます。

2 総合指針改定委員会等の開催予定

(1) 10月29日(木)第8回総合指針改定委員会(政策会議終了後)

【主な予定議題】・重点方針改定素案作成に向けた考え方(「東京2020大会, 財政見通し,第3次公共施設再整備プラン等」「予算編成にあ わせた総合指針重点事業(候補)調査結果」「バックキャスティ ングによる重点方針改定素案作成」などの整理)

【検討依頼予定】・重点方針改定素案作成に向けた意見照会(1回目)

(2) 11月12日(木)第9回総合指針改定委員会(政策会議終了後)

【主な予定議題】・庁内意見照会結果を踏まえた基本方針改定案(たたき台)

- · 重点方針改定素案(骨子案)
- ・SDGs推進方針策定に向けた考え方

【検討依頼予定】・重点方針改定素案作成に向けた意見照会(2回目)

- ・SDGs推進方針策定に向けた検討依頼
- (3) 11月13日(金)~11月20日(金)新たな市政運営の総合指針重点事業及び令和3年度予算重点化事業の選定に係る理事者ヒアリング(オータムレビュー)の実施
- (4) 11月30日(月) 第10回総合指針改定委員会(本会議終了後)

【主な予定議題】議会報告内容について等

- ・10月以降の取組状況,12月以降の取組予定
- ・ 広聴の結果等
- 基本方針改定案

- 重点方針改定素案
- ・その他関連する取組 (SDGsの推進等)

【検討依頼予定】議会報告内容の確認、広聴の結果を踏まえた追加見直し

(5)議員全員協議会報告

市議会に対し、12月市議会定例会の期間中、又は12月市議会定例会の終 了後(年内)に議員全員協議会の開催を依頼し、検討状況及び基本方針改定案 や重点方針改定素案などを報告する予定です。

以 上

(事務担当 企画政策部企画政策課)

2020年10月15日 総合指針改定委員会資料4-1

2020年10月 日

各総務課長

企画政策課長

市政運営の総合指針2020の改定に係る意見交換会・アンケート等の 対象となりうる団体連合会、協議会等の調査について(依頼)

このことについては、市政運営の総合指針2020の改定に当たり、関係団体からも幅広くご意見をいただくため、意見交換会・アンケート等を実施します。その対象となりうる団体連合会、協議会等について、調査にご協力をお願いいたします。

なお,回答団体数が多い場合などは,実施の可否,方法について,所管課と調整 させていただきます。

1 対象となる団体連合会、協議会等

(1) 対象団体

原則として全市的な団体とさせていただきます。

② 対象期間(会議開催日時等)

おおむね11月9日(月)から1月15日(金)まで

2 意見交換会・アンケートの実施方法

(1) 意見交換会方式

企画政策課が「(仮称) 藤沢市市政運営の総合指針2024(改定素案「第1章 基本方針」まで)」についてご説明した後,意見交換を実施します。時間は30分から1時間以内でお願いします。

② アンケート方式

企画政策課が「(仮称) 藤沢市市政運営の総合指針2024(2040年に向けた持続可能なまちづくりへの転換)」基本方針(素案)についてご説明した後、

①「20年後(2040年頃)の藤沢市の姿について」(基本方針)②「直近4年間に藤沢市が最も重点的に取り組むべきことについて」(重点方針)につ

いてのアンケート調査用紙を配布し、回答をいただきます。想定所要時間は20分~30分程度です。資料には、企画政策課宛ての返信用封筒を添付します。 (アンケートのみ郵送で行う場合には発送業務についての各課のご協力もお願いします。)

※実施時期により説明内容が一部異なります。

3 調査回答依頼

(1)回答方法

各部総務課取りまとめの上、別紙調査票によりご回答ください。

(2)回答提出先

職員ポータル企画政策課代表メール宛て(担当 水野・忽滑谷)

(3)提出期限

10月29日(木)

以上

(事務担当 企画政策部企画政策課 内線2175)

2020年10月15日 総合指針改定委員会資料4-2

市政運営の総合指針2020の改定に係る意見交換会・アンケート等の対象となりうる団体連合会、協議会等調査票

○○部

No.	連合会,協議会等名		会議開催日時	会議開催場所	想定される実施方法	担当課
例1	経済3団体連絡会議	藤沢商工会議所,藤沢市商店会連合会,湘南産業振興財団	2020年11月 日	ミナパーク	意見交換会方式	産業労働課
1						
2						
3						
4						
5						

基本方針改定案作成に向けた意見照会について(依頼)

市政運営の総合指針2020の改定については,9月25日開催の議員全員協議会において多くのご意見をいただきました。いただいたご意見を踏まえ,引き続き,年度内の改定に向けて,改定作業を進めます。

今後は、総合指針改定委員会での議論を通じて、基本方針改定素案をさらに精査して見直しを行うとともに、直近4年間に重点的かつ確実に実施すべき施策を位置づける重点方針の改定について、長期課題からのバックキャスティングの視点を取り入れて検討し、12月上旬を目途に基本方針改定案と重点方針改定素案を取りまとめます。

つきましては、基本方針改定案作成に向けて、「基本方針改定素案」の見直しについて、各部局への意見照会を行いますので、回答をお願いいたします。

なお, 重点方針改定素案の作成に向けては, 別途, 各部局での検討を依頼 する予定です。

1 意見照会

(1) 回答方法

総務課取りまとめの上,資料 5-2 の回答書式にて,ご提出ください。 所管分野に関わる基本目標以外の事項もご意見等があればあわせてご提 出ください。必ず部局長自身が内容を確認するようお願いします。

回答書式に別紙を付けて回答する場合は、職員ポータル「企画政策課ライブラリ」*に掲出している議会報告資料「05_【Word 版】(仮称)藤沢市市政運営の総合指針 2024 改定素案(第1章基本方針まで).docx」に修正を加え、ご提出ください。修正箇所がわかるように修正箇所は赤字にして下線を付してください。

※ライブラリ: O2_企画政策部/O1_企画政策課/OOO 市政運営の総合指針改定委員会(令和2年度)/O1議員全員協議会資料/)

(2) 見直しの視点

改定素案の段階では検討が不十分で反映できなかった内容や市議会からのご意見を踏まえて加筆修正する内容など、見直しのご意見をお願いします。

(3) 回答提出先

職員ポータル企画政策課代表メール宛て(担当 水野・忽滑谷)

(4) 提出期限

11月4日(水)

2 今後の予定

11月12日(木)開催予定の第9回総合指針改定委員会(政策会議終了後)に、当該庁内意見照会結果を踏まえた基本方針改定案(たたき台)をお示しする予定です。その後、11月下旬までの広聴の結果を確認し、追加見直しを行い、12月上旬を目途に基本方針改定案(議会報告資料)を取りまとめます。

以 上

(事務担当 企画政策部企画政策課)

基本方針改定案作成に向けた意見照会について (回答期限11月4日(水))

回答書式

意見照会内容:基本方針改定素案について加筆修正すべき内容

N.	如日夕	◇	为色元口	辛 日
No.		ページ数	対象項目	意見
0	記入例) 企画政策部	記入例) 10ページ及び 12ページ	まちづくりコンセ	記入例) 「サスティナブル藤沢」については、「サスティナブル」 としている表記を、国が一般的に使用している「サス テナブル」に修正すべきではないか。
0		17ページ~18		記入例) 基本目標2の加筆修正意見については、別紙のとおり。(修正箇所は赤字・下線付き)
0	記入例) 企画政策部	記入例) 23ページ〜24 ページ	基本目標5「健康 で安心な暮らしを 支える」	記入例) 基本目標5は、〇〇であることを明確化するとともに、より分かりやすい表現に改めるため、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ○」を「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
1				
2				
3				

2020年10月15日 総合指針改定委員会資料6-1

2020年10月15日

各部局長

企画政策部長

新たな市政運営の総合指針重点事業及び令和3年度予算重点化事業の選定に係る理事者ヒアリング(オータムレビュー)の実施について

このことについては、新たな市政運営の総合指針重点事業及び令和3年度当初予算編成における重点化事業費を指定するに当たり、新たな市政運営の総合指針重点事業 (候補)及び令和3年度予算重点化事業(候補)について、理事者ヒアリング(オータムレビュー)を実施します。

あわせて, 行革個別課題についても理事者ヒアリングを行いますので, 行財政改革 推進課からの通知に基づき, ご対応をお願いします。

1 実施日程

別紙資料6-2のとおり

※仮日程のため、実施日時が変更となる可能性があります。

2 実施要領

別紙資料 6-3 のとおり

3 参考資料

別紙資料6-4「新たな市政運営の総合指針重点事業(候補)及び令和3年度予算重点化事業(候補)に係る事前調査について(依頼)」(2020年9月4日付依頼文)

以 上

(事務担当 企画政策部企画政策課 内2175)

新たな市政運営の総合指針重点事業及び令和3年度予算重点化事業の選定, 行革個別課題 理事者ヒアリング(オータムレビュー)仮日程

日時等		部名	想定時間(分) (指針重点・予算重点化、行革)
	10:45-10:55	事務局	10
	10:55-11:55	市民自治部	60
11月13日 (金)	13:05-15:05	福祉健康部	120
	15:15-16:15	福祉健康部(保健所)	60
	16:15-17:15	市民病院	60
	8:50-10:50	経済部	120
11月16日	11:00-12:00	環境部	60
(月)	13:05-15:05	子ども青少年部	120
	15:15-17:15	教育部	120
11月17日	8:50-10:50	道路河川部	120
(火)	11:00-12:00	下水道部	60
	8:50-10:50	生涯学習部	120
	11:00-12:00	計画建築部	60
11月18日 (水)	13:05-15:05	都市整備部	120
	15:15-16:15	防災安全部	60
	16:15-17:15	消防局	60
	9:30-12:00	(予備)	
	13:05-14:05	総務部	60
11月20日 (金)	14:05-15:05	企画政策部	60
,	15:15-16:15	財務部	60
	16:15-17:15	(予備)	

[※]新たな市政運営の総合指針重点事業(候補)と令和3年度予算重点化事業(候補)調査の締切が、10月19日(月)ととなっており、ヒアリング対象事業が決まっていないため、上記日程については仮日程となります。

¹¹月上旬にヒアリング対象事業とともに正式な日程を通知させていただきます。

2020年10月15日 総合指針改定委員会資料6-3

新たな市政運営の総合指針重点事業及び令和3年度予算重点化事業の選定係る理事者ヒアリング (オータムレビュー) 実施要領

1 目的

新たな市政運営の総合指針(令和3年度から令和6年度の想定)で重点的に取り組むべき事業の選定をするとともに、令和3年度当初予算編成における予算重点化事業を選定するため、理事者ヒアリング(オータムレビュー)を実施します。

2 日程

別紙資料6-2のとおり

※新たな市政運営の総合指針重点事業(候補)と令和3年度予算重点化事業(候補)の調査の締切が、10月19日(月)となっており、ヒアリング対象事業が決まっていないため、日程については仮のものとなります。11月上旬に、ヒアリング対象事業とともに正式な日程を通知します。

3 実施手順

次のとおり実施します。

- (1) 新たな市政運営の総合指針重点事業及び令和3年度予算重点化事業の選定(理事者ヒアリング)に使用する資料の提出
 - ア 提出物及び提出方法

「予算要求基礎資料」を、財政課ヒアリングでの指摘を踏まえて修正し、総務課取りまとめの上、企画政策課へ職員ポータルメールで提出してください。追加で説明資料を用いる場合や令和3年度予算ゼロの新たな総合指針の重点事業(候補)の資料については、原則としてA3横で作成し、事前提出してください。(カラー資料は20部を事前持ち込み)

- イ 提出期限 理事者ヒアリング実施日の2日前(土日除く)
- ウ 提出先 企画政策課 総務・特定課題担当 水野・忽滑谷
- エ 留意事項 新規・拡充部分の事業内容, 財政負担については, 既存事業と区別して明確 に記載してください。

(2) 理事者ヒアリングの実施方法

各部局長は、新たな市政運営の総合指針重点事業及び令和3年度予算重点化事業について、

予算要求基礎資料に基づき,重点化の必要性(緊急性),有効性(事業効果),取組の進め方, 財政負担等,1事業当たり10分以内で簡潔に説明してください。論点を絞って議論ができ るよう,できる限り,あらかじめ課題を整理してください。長期的な方針や全体像,多様な 主体との役割分担,懸案事項等についても,適宜,説明できるように準備をお願いいたしま す。

なお、行革個別課題の理事者ヒアリングについては、行財政改革推進課からの通知に基づき、ご対応ください。

説明ごとに、理事者との質疑応答、意見交換を行います。

ア 出席者の構成

理事者, 関係部(部長等, 総務課長, 所管課長等), 総務部, 企画政策部, 財務部

イ 留意事項

次の視点で新たな総合指針の重点事業(候補)を選定します。

- ①市政運営の総合指針2020の重点事業で、新たな総合指針でも重点事業に位置付けるべきと思われる事業
- ②市長公約事業及び令和2年度施政方針(所信表明部分6ページ14行目から12ページまで)に関わる事業
- ③現在検討中の新たな総合指針の基本方針を踏まえて、バックキャスティングで、次の 4年間に重点的に取り組むべきと思われる事業
- ※なお、上記の事業については、令和3年度の予算額がゼロであっても、次の4年間に重 点的に取り組むべき事業については、新たな総合指針の重点事業(候補)とすることが できます。

4 今後の予定

理事者ヒアリング(オータムレビュー)の結果を踏まえて、財政課と企画政策課で予算重点 化事業の一件審査による査定を行い、新たな総合指針の重点事業(案)と予算重点化事業について、理事者調整を行い、決定した内容を各部局に通知します。

以上

2020年10月15日 総合指針改定委員会資料6-4

2020年9月4日

各部局長

企画政策部長財 務 部 長

「新たな市政運営の総合指針重点事業(候補)及び令和3年度予算重点化事業(候補)」 に係る事前調査について(依頼)

このことについては、新たな市政運営の総合指針(令和3年度から令和6年度の 想定)で重点的に取り組むべき事業の選定をするとともに、令和3年度当初予算編 成における予算重点化事業を選定するため、次のとおり、標記の事前調査を実施し ます。

- 1 回答方法及び回答期限
- (1)回答方法 各部総務課取りまとめの上,別紙の事前調査票を職員ポータルメールで企画政策課代表メールへ送付してください。
- (2)回答期限 2020年10月19日(月)(予算要求締切日と同日)
- 2 候補事業を回答するにあたっての留意事項
- (1)次の視点で新たな総合指針の重点事業(候補)をご回答ください。
 - ア 市政運営の総合指針2020の重点事業で、新たな総合指針でも重点事業 に位置付けるべきと思われる事業
 - イ 市長公約事業及び令和2年度施政方針(所信表明部分6ページ14行目から12ページまで)に関わる事業
 - ウ 現在検討中の新たな総合指針の基本方針を踏まえて、バックキャスティン グで、次の4年間に重点的に取り組むべきと思われる事業
- ※なお、上記の事業については、令和3年度の予算額がゼロであっても、次の4年間に重点的に取り組むべき事業については、新たな総合指針の重点事業(候補)とすることができます。
- (2) 上記の(1) 新たな総合指針の重点事業(候補)のうち、令和3年度に予算の重点化が必要な事業(候補)については、令和3年度予算における新規・拡

充の具体的内容をご回答ください。

- 3 今後の予定
 - 10月中旬 理事者ヒアリング(オータムレビュー)の仮日程を通知します。
 - 10月下旬 財政課と企画政策課で予算要求基礎資料をもとにヒアリングを 実施します。
 - 11月上旬 企画政策課が理事者調整を行い、理事者ヒアリング(オータムレビュー)の対象となる事業を各部局に通知します。
 - 11月中旬 理事者ヒアリング(オータムレビュー)を、予算要求基礎資料 をもとに実施します。事業単位で各部局からご説明いただきま す。(令和3年度予算ゼロの新たな総合指針の重点事業(候補) については、別途資料作成を依頼します。)

※現時点の候補日:11月13日(金),16日(月), 18日(水),20日(金)

11月下旬 理事者ヒアリング(オータムレビュー)の結果を踏まえて、財 ~12月 政課と企画政策課で予算重点化事業の一件審査による査定を行 い、新たな総合指針の重点事業(案)と予算重点化事業につい て、理事者調整を行い、決定した内容を各部局に通知します。

以 上

(事務担当 企画政策課 水野・忽滑谷 内線2175)

基本方針8つの基本目標とSDGs169ターゲット対応表について

市政運営の総合指針 2020 の改定にあたり、SDGs の視点も取り入れて内容の見直しをしていただいておりますが、改定素案の基本方針に掲げる 8 つの基本目標の内容に関連すると思われる SDGs の 169 のターゲット対応表(仮)を作成しましたので、参考にしてください。

また、2015年9月25日第70回国連総会で採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダについてもあわせてご参照ください。

1 SDGs169ターゲット対応表(資料7-2)

- ※ターゲットには、数字とアルファベットのものがありますが、「数字は特に ゴールの中身に関するターゲット」、「アルファベットは実現方法に関する ターゲット」と使い分けられています。
- ※現時点の基本目標の内容に関連すると思われるターゲットを仮入力しておりますが、修正等のご意見がありましたら、事務担当までお知らせください。
- 2 持続可能な開発のための2030アジェンダ (資料7-3)

※出典:外務省ホームページ(仮訳)

以上

(事務担当 企画政策部 企画政策課)

- 市民生活に甚大な被害を及ぼした過去の大規模災害(地震・津波など)を教訓に,被害を最小限に抑え速やかに回復できる防災・減災対策に取り組むとともに,地域における防災力の強化・充実を図り,災害に強いまちを構築する必要があります。
- 気候変動問題が世界的な重要課題となる中, 突発的かつ局地的な豪雨や大型台風等, 激甚化・頻発化する自然災害(土砂災害, 洪水, 内水氾濫など)への対策の強化(適応策)を図る必要があります。
- 〇「逃げ遅れゼロのまち」の実現に向けて、自主防災組織の担い手不足、地域によって異なる災害リスクへの理解の促進、子どもの頃からの地域防災への関わり、増加する避難行動要支援者への対応など、様々な課題に対応し、地域と共にソフト面の対策を強化することも重要となります。
- 〇 手口が巧妙化する特殊詐欺な どへの防犯対策の強化や、悲惨 な交通事故を防ぐためのハード 面・ソフト面双方の交通安全対策 の強化を図る必要があります。
- 〇 新たな感染症の脅威に対しては、新型コロナウイルス感染症への対策の経験から、健康危機管理対策の充実と、対応力の強化を図る必要があります。
- データ社会における個人情報 の取扱いなど、社会の変化に伴い 生じる、市民生活における様々な 不安要因を軽減する取組を進める 必要があります。

SDGsとの対応

ゴールとターゲット



ゴール1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性 (レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に対する暴露や脆弱性を軽減する



ゴール3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保 し, 福祉を促進する

- 3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する
- 3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死者数を半減させる
- 3. d すべての国々, 特に開発途上国の国家・世界規模な健康 危険因子の早期警告, 危険因子緩和及び危険因子管理のため の能力を強化する



ゴール9. 強靭(レジリエント)なインフラ構築,包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭(レジリエント)なインフラを開発する



ゴール11. 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす
- 11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する

11. b 2020年までに, 包含, 資源効率, 気候変動の緩和と適応, 災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ, 仙台防災枠組2015-2030に沿って, あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う



ゴール13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応力を強化する



ゴール16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し, すべての人々に司法へのアクセスを提供し, あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する16.4 2030年までに, 違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ, 奪われた財産の回復及び返還を強化し, あらゆる形態の組織犯罪を根絶する



ゴール17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し, グローバル・パートナーシップを活性化する

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした,効果的な公的,官民,市民社会のパートナーシップを奨励・推進する

SDGsとの対応

ゴールとターゲット

〇 藤沢市には、旧東海道の宿場 町, 江の島参詣の地としての歴史 があり, また, 史跡名勝や歴史的 建造物、祭り等多くの有形・無形 の文化財があります。これらの歴 史や文化,景観は,藤沢市の財産 として次代に、しっかりと保全・継 承するとともに、新たな活用により 地域の活性化につなげる必要が あります。

○ ライフスタイルの多様化や価 値観の変化から、「豊かさ」の尺度 が経済的価値から生活の質的価 値へと変化してきています。市民 市民の生涯学習活動を支援する により、豊かさを実感できる暮らし

の持つ高い文化水準を背景に, 市 民自らの文化芸術活動, すべての 取組やその活動環境を整えること につなげていく必要があります。

○ 東京2020大会を契機とし、 子ども、高齢者、障がいのある人 など、誰もが生涯にわたって多様 なスポーツ活動に親しむことで、さ らに健康で活力に満ちた社会の実 現, 青少年の健全育成や地域交 流の促進につなげる必要がありま す。



ゴール3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保 し. 福祉を促進する

3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防 や治療を通じて3分の1減少させ,精神保健及び福祉を増進する



ゴール4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保 し. 生涯学習の機会を促進する

4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可 能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化 の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続 可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、 持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得で きるようにする。

4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改 良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習 環境を提供できるようにする。



ゴール5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能 力強化を行う

5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあ らゆる形態の差別を撤廃する。



ゴール11. 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な 都市及び人間居住を実現する

11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強 化する



ゴール17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グロー バル・パートナーシップを活性化する

17. 17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にし た、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推 進する

- 地球温暖化に起因する気候変動への対策のため、二酸化炭素排出実質ゼロに向けて再生可能エネルギーやエネルギーの地産地消など、環境に優しいエネルギーの活用を推進し、地球温暖化の進行を緩和する取組(緩和策)を、災害に強いまちづくりなど(適応策)と両輪で進めていく必要があります。
- 私たちとともに生き、恩恵を与えてくれる美しい海や川、谷戸などの豊かな自然環境は藤沢市の貴重な財産です。かけがえのない自然環境を次世代に引き継ぐため、未来を担う子どもたちを中心とした環境教育の推進を図り、市民との協働による環境美化・環境保全活動を継続・発展させていく必要があります。
- 〇 市内各地で行われるクリーン活動・美化啓発の充実,市民・団体等との連携・協力による清掃活動,ごみ減量対策,不法投棄対策を推進し,誰もが心地よく過ごすことができる,地域から拡がるおもてなしの心を持った環境都市を実現していく必要があります。
- 〇 海洋ごみの約8割は、まちから河川を通じて流れてくるといわれており、海岸ごみにおけるプラスチックごみの割合が増加していることから、海洋プラスチックゼロエミッションを目指して、まちや河川、海岸の美化活動を推進し、陸域から海への流出を抑制することにより、プラスチックごみがない生態系に優しい藤沢の実現に取り組む必要があります。
- 3R※+Renewable (再生可能な資源利用)の取組を浸透させることにより、廃棄物の減量・資源化のさらなる促進と最終処分場の延命を図るとともに、超高齢社会における市民のごみや資源を排出する際の負担の軽減に取り組む必要があります。

SDGsとの対応

ゴールとターゲット



ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性 (レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に対する暴露や脆弱性を軽減する。



ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な 管理を確保する

- 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
- 6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
- 6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。



ゴール7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

7. a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び 先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネル ギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を 強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への 投資を促進する。



ゴール11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な 都市及び人間居住を実現する

11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する

11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。



ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する

| 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

- 12.5 2030年までに,廃棄物の発生防止,削減,再生利用及び 再利用により,廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。



ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策 を講じる

基本目標3 豊かな環境をつくる			
E 物調節(カーゲット) (ナル・オー)	SDGsとの対応		
長期課題(ターゲットは仮入力)	ゴールとターゲット		
○ 水田や畑などの農地は、新鮮な農産物を供給し、藤沢の「食」を支えるとともに、潤いとやすらぎを与える田園景観や生物多様性を保全する機能、防災・減災の機能など、多面的な機能を有しており、これらを保全し活用していくことが重要です。 ○環境汚染のない、きれいな海や川を確保し、引き継いでいくため、産業排水や生活排水等の監視指導、下水道等の汚水処理施	13.1 すべての国々において,気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 13.3 気候変動の緩和,適応,影響軽減及び早期警戒に関する教育,啓発,人的能力及び制度機能を改善する。 ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する 14.1 2025年までに,海洋ごみや富栄養化を含む,特に陸上活動による汚染など,あらゆる種類の海洋汚染を防止し,大幅に削減する。 14.2 2020年までに,海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため,強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い,健全で生産的な海洋を実現するため,海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。		
税指導、下水道等の汚水処理施設の普及や適切な維持管理による機能の維持など、水環境の保全に向 けた取組を着実に進め、持続可能な水循環の形成に努めていく必要があります。	15 段35 では ゴール15 陸域生態系の保護,回復,持続可能な利用の推進,持続可能な森林の経営,砂漠化への対処,ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する 15.1 2020年までに,国際協定の下での義務に則って,森林,湿地,山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全,回復及び持続可能な利用を確保する。 15.9 2020年までに,生態系と生物多様性の価値を,国や地方の計画策定,開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。		
	17 計算である。 ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。		

- 〇 少子化については、国全体の 合計特殊出生率の低下が続いて います。その背景として未婚化や 晩婚化, 出産年齢の上昇, 子育て に対する価値観やニーズの多様 化等の様々な要因があります。単 に結婚や出産を望む人が減少し ているのではなく、多様な価値観 の中で将来の育児に対する不安 や経済的な不安が根本にあると考 えられます。子育て支援の充実に 加え、テレワークの推進など就労 環境の充実や民間施設内の保育 環境の整備促進, 既存施設のリノ ベーションなど、ソフト・ハード両面 から子育て世代の住環境を充実 し、包括的な子育ての未来を構築 する必要があります。
- 経済的な問題にとどまらない子どもの貧困が大きな課題となています。子どもの貧困は、世代間で連鎖し、子どもの潜在的な計算できなくなります。2040年を生きるすべての子どけ、北京ないでは、非認知能力を身につらが、非認知能力を高めることが重要であり、地域の庭環や生活環境に関わることによって、子どもたちの未来が閉ざされることがないよう取り組む必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機として、どのような状況にあっても、子どもたちの学びを止めないために、ICTを活用したオンライン学習を進めるなど、学習環境の充実を図り、子どもたちが楽しく学びながら、思考力、判断力、表現力等を身につけ、予測不可能なこれからの時代を生きる力をつけることができるよう取り組んでいく必要があります。
- 一人ひとりの子どもの多様性 や個性を受けとめ、生かし、可能 性を最大限に高めるため、教育的 二一ズに対応できる支援教育を推 進するとともに、相談体制を充実さ せるなど悩みや困りごとを抱える 子ども・若者に寄り添い、その子ど も・若者に合った社会参加や自立

SDGsとの対応

ゴールとターゲット



ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態 にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させ る。



ゴール2 飢餓を終わらせ,食料安全保障及び栄養改善を実現し,持続可能な農業を促進する

- 2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
- 2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。



ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。



ゴール4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保 し,生涯学習の機会を促進する

4.1 2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。

4. a 子ども, 障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し, すべての人々に安全で非暴力的, 包摂的, 効果的な学習環境を提供できるようにする。



ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。



ゴール11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な 都市及び人間居住を実現する

11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。



ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に 関連する死亡率を大幅に減少させる。

16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。



ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした,効果的な公的,官民,市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

基本目標4 子どもたちを守り育む

長期課題(ターゲットは仮入力)	SDGsとの対応
	ゴールとターゲット
を支援する必要があります。	
○「ふじさたの世代目 やれと できない では、 でもたちをはじめすべての でもいる でもいる でもいる でもいる でもいる でもいる でもいる でもいる	

- 藤沢市では、2025年に向けて、高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するための「地域包括ケアシステム」の概念と社会的孤立の問題なりと話的な相談支援に取りるかた包括的な相談支援制度取りなりを事情機関、多様な主体との協働による全世代・全対象型地域包括支援体制(藤沢型地域包括ケアシステム)の構築を進め、地域共生社会の実現をめざしています。
- 85歳以上人口が最大になる2 040年以降に向け、社会保障費 の増大や医療・福祉・介護需要に 対するサービス提供体制の再構 築が全国的な課題となっていま す。また、単身世帯は、高齢者とも 帯、ひとり親世帯とともに今後とも 増加し、2035年には約4割にさり げない見守りの必要性が増してい きます。さらには、人生の最終関 階の迎え方や備えについても関心 が高まりつつあります。
- 人生100年時代を見据え,誰もが安心して,より長く元気に暮らせるよう,高齢者の生活習慣病対策と介護予防・フレイル対策を市民や関係団体と共に進めるなど,健康寿命延伸のための取組や,市民が必要なときに適切な医療を受けられるよう地域医療の連携・推進が一層重要になります。
- 高齢者の増加に伴い,認知症高齢者の増加が予想されます。認知症のご本人の声を大切にし,認知症への正しい理解を広げ,民間企業を含め,多様なセクターがも携することで,認知症になってももみ慣れた地域で安心して暮らせる認知症フレンドリーな藤沢を実現する必要があります。認知症のある人も,誰もが暮らしやすいまちりなるよう取り組むことが重要となります。
- 医療・福祉・介護のマンパワー が不足する中で、ロボットやAI、

SDGsとの対応

ゴールとターゲット



ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。



ゴール2 飢餓を終わらせ,食料安全保障及び栄養改善を実現し,持続可能な農業を促進する

2.2 5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。



ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護,質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む,ユニバーサル・ヘルス・

カバレッジ(UHC)を達成する。



ゴール4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保 し,生涯学習の機会を促進する

4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。



ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する

10.2 2030年までに,年齢,性別,障害,人種,民族,出自,宗教,あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく,すべての人々の能力強化及び社会的,経済的及び政治的な包含を促進する。

10.3 差別的な法律,政策及び慣行の撤廃,ならびに適切な関連法規,政策,行動の促進などを通じて,機会均等を確保し,成果の不平等を是正する。

<u>10. 4</u> 税制,賃金,社会保障政策をはじめとする政策を導入し, 平等の拡大を漸進的に達成する。



ゴール11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11.2 2030年までに, 脆弱な立場にある人々, 女性, 子ども, 障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し, 公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により, すべての人々に, 安全かつ安価で容易に利用できる, 持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。



ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する16.b 持続可能な開発のための非差別的法規及び政策を推進し、実施する。

SDGsとの対応

ゴールとターゲット

IoT, データヘルスなど先端技術を活用することで, 担い手・従事者の負担軽減や効率化を図るとともに, 自宅で暮らしながらも, 安心して適切な医療やサービスなどが受けられるよう, 必要な人に適切な支援を提供できる体制を確保する必要があります。

○ 一人ひとりが尊重され, 自分にあった生き方を選択できるよう 環境整備の充実が求められるとと もに, 地域住民をはじめとする多 様な主体がつながり活動する「地 域共生社会」の実現に向けて, 藤 沢型地域包括ケアシステムの深 化が一層重要になります。

○ 一人ひとりの希望や能力,子育て・介護などの事情,健康や障がいの状況などに応じた,多様で柔軟な働き方や社会参加の機会が確保される生涯活躍・生涯現役の環境づくりが必要です。

17 パートナーシップで 日標を達成しよう

ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し, グローバル・パートナーシップを活性化する

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした,効果的な公的,官民,市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

- 〇 藤沢市には、これまでの企業 誘致の取組や地域に根ざした多く の企業の成長等により、活力ある 地域経済の基盤となる産業集積 があります。今後は、ポストコロナ 時代を見据え, 市民生活のニュー ノーマルに対応した事業者の業態 変化や、デジタルトランスフォー メーションが加速することが予想さ れます。地域経済の活力を維持・ 回復し、雇用を確保するために は、都市拠点等の整備に合わせ た新たな産業・機能の誘致、ス タートアップ支援やロボット産業振 興などの新産業創出,中小企業 のデジタル化を含めた経営支援を 着実に進める必要があります。
- 〇 地域の消費経済のさらなる活性化の基盤として、また超高齢社会における地域での健康な暮らしを支える基盤として、Eコマース(電子商取引)、テイクアウト・デリバリー等の変化への対応を図りながら、地域コミュニティの核として機能する商店街の実現など、地域商業の一層の振興が重要となります。
- 〇 湘南の中心商業地として発展 し続けるため、大規模商業施設の 老朽化に対応した藤沢駅周辺等 の商業機能の強化が求められて います。
- 〇 高齢化や担い手不足など、厳しい経営環境にある都市農業と水産業を守り育てるために、テクノロジーの活用が必要であり、さらに新規参入者・後継者の支援や、地産地消、6次産業化・高付加価値化等も併せて推進することが重要となります。
- 〇 我が国有数の景勝地である「江の島」を中心とした観光産業は、市内の基幹産業の一つとして成長し、年間観光客数は1,900万人以上(2019年(令和元年))となっています。新型コロナウイルス感染症の影響等、めまぐるしく変化する観光を取り巻く環境の変化に対応し、日本有数の観光地として、観光関連産業を維持、発展

SDGsとの対応

ゴールとターゲット



ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現 し、持続可能な農業を促進する

2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。



ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の 完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

8.3 生産活動や適切な雇用創出,起業,創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに,金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。



ゴール9 強靱(レジリエント)なインフラ構築, 包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。



ゴール11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な 都市及び人間居住を実現する

11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。



ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する

12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。



ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、 持続可能な形で利用する

14.7 2030年までに,漁業,水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ,小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。



ゴール15 陸域生態系の保護,回復,持続可能な利用の推進,持続可能な森林の経営,砂漠化への対処,ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

15. a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。



ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グロー バル・パートナーシップを活性化する

17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした,効果的な公的,官民,市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

基本目標6 地域経済を循環させる

	and Latt
長期課題(ターゲットは仮入力)	SDGsとの対応
及例标图(2 7 7 11 16 版入3)	ゴールとターゲット
させる必要があります。	
〇 テレワークの推進やサテライト	
オフィスの設置など、新型コロナウ	
イルス感染症の影響により働き方	
が変化する中で、自然豊かな郊外	
都市で働くことで得られる豊かな	
暮らしを本市の魅力として位置づ	
けるなど,市民の多様な働き方を 支える環境づくりを促進していくこ	
とが重要となります。	
こが主女になりよう。	

○藤沢市では6つの都市拠点地区への機能集積を図りながら、拠点を結ぶ鉄道、道路等の交通ネットワークの整備促進による利便性の向上と自然環境との調和の両立を進めてきています。これからも、「藤沢駅周辺地区」の再整備をはじめとする都市拠点の充実と進め入口の維持・増加にもつながるよう、都市の魅力と活力を高めていく必要があります。

○交通アクセスの向上等の都市基盤の整備(ネットワークの形成にあたっては、バス・自転車の利用の促進などによる環境負荷の低減や、自動運転やMaaSなど、交通に関わるテクノロジーの進歩に対応した誰もが移動しやすい交通の充実のほか、渋滞の緩和やボトルネック箇所の解消などの対策が求められています。

〇超高齢化,人口減少,国際化, 情報化の進展等に対応した住み よい都市の形成の視点から,豊か で安定した住生活環境の確保が 求められています。

SDGsとの対応

ゴールとターゲット



ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保 し、福祉を促進する

3.6 2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。



ゴール6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な 管理を確保する

6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。



ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の |完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディー |セント・ワーク)を促進する

8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。



ゴール9 強靱(レジリエント)なインフラ構築, 包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。



ゴール11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な 都市及び人間居住を実現する

|11.2 2030年までに, 脆弱な立場にある人々, 女性, 子ども, 障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し, 公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により, すべての人々に, 安全かつ安価で容易に利用できる, 持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する

11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、 すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・ 管理の能力を強化する。

11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。



ゴール13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。

13.3 気候変動の緩和, 適応, 影響軽減及び早期警戒に関する教育, 啓発, 人的能力及び制度機能を改善する。



ゴール15 陸域生態系の保護,回復,持続可能な利用の推進, 持続可能な森林の経営,砂漠化への対処,ならびに土地の劣化 の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

基本目標7 都市基盤を充実する

	本中はは、 部中を強を元夫する			
 長期課題(ターゲットは仮入力)	SDGsとの対応			
文物味恩(ターナッドは収入力)	ゴールとターゲット			
	ゴールとターゲット ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。			

SDGsとの対応

ゴールとターゲット

ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

1. b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、

〇藤沢市では、「地区市民集会」 にはじまり、「郷土づくり推進会議」 に至る先進的な市民の市政への 参画や,市民協働の取組が進め られてきました。これまでに築い てきた これらの経験や実績を礎と し、市民と行政とのパートナーシッ プに基づく市政運営を一層進めて いくことが必要となります。

○自治会・町内会をはじめとする 様々な地域活動団体によって、市 民生活に根ざした取組が積極的 に進められています。今後、超高 齢化や単身世帯の増加等による 地域コミュニティの希薄化が一層 懸念されています。持続可能な地 域づくりに向けて、地域を支える担 い手の育成や、多様な地域活動を さらに促進していくことが求められ ています。

〇市民によるボランティア, 市民活 動団体、NPO法人等の活動や、 学校・企業・各種法人等の社会貢 献活動が盛んに行われ、コミュニ ティビジネス等も広がってきていま す。こうした取組により、魅力や特 色を生かした地域づくりが展開さ れている中で、市、市民、市民活 動団体, 学校, 企業, 各種法人等 の多様な主体が目的や意識等を 共有し、その輪を広げ、マルチな パートナーシップのもとに多様化 する地域課題の解決につなげて いく仕組みを定着させていくことが 重要となります。

○東京2020大会を契機として、 市民ボランティアへの気運の高ま りをレガシーとして未来につなげ、 市民活動に参画しやすい環境づく りを進めるとともに、様々な分野の 市民活動等が横断的につながり 一つになって力を発揮する「チー ム藤沢 」づくりを進めていく必要が あります。こうした取組により、誰 もがやりたいことが見つけられ、実 現できる環境づくりを進めていくこ とが重要となります。

〇一人ひとりの人権を尊重し, ジェンダー(社会的・文化的に形 成された性別) 平等を促進するとと もに、あらゆる人が共同してつくる



戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発



ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現 し、持続可能な農業を促進する

2.1 2030年までに, 飢餓を撲滅し, 全ての人々, 特に貧困層及 び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養の ある食料を十分得られるようにする。



ゴール4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保 し、生涯学習の機会を促進する

4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可 能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化 の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続 可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、 持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得で きるようにする。



ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能 力強化を行う

5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあ らゆる形態の差別を撤廃する。

5.5 政治,経済,公共分野でのあらゆるレベルの意思決定にお いて. 完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップ の機会を確保する。

5. c ジェンダー平等の促進, ならびにすべての女性及び女子の あらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力の ある法規を導入・強化する。



ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の 完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディー セント・ワーク)を促進する

8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女 性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕 事,ならびに同一労働同一賃金を達成する。



ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する

10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗 教, あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく, すべての 人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進 する。

10.3 差別的な法律, 政策及び慣行の撤廃, ならびに適切な関 連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成 果の不平等を是正する。



ゴール11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な 都市及び人間居住を実現する

11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、 すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・ 管理の能力を強化する。



ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促 進し,すべての人々に司法へのアクセスを提供し,あらゆるレベ ルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する 16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴 力及び拷問を撲滅する。

基本目標8 市民自治・地域づくりを進める

基本日標8	中氏日治・地域づく	りを進める
長期課題(ターゲットは仮入力)		SDGsとの対応
		ゴールとターゲット
平和な社会の実現に向けて, r 民, 地域社会の質的な成熟をB していく必要があります。	の質的な成熟を目指	16.6 あらゆるレベルにおいて,有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。 16.7 あらゆるレベルにおいて,対応的,包摂的,参加型及び代表的な意思決定を確保する。
		17 (計画を選択) ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

2020年10月15日 総合指針改定委員会資料7-3

2015年9月25日第70回国連総会で採択



我々の世界を変革する:

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

前文

このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画である。これはまた、より大きな自由における普遍的な平和の強化を追求ものでもある。我々は、極端な貧困を含む、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であり、持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。

すべての国及びすべてのステークホルダーは、協同的なパートナーシップの下、この計画を実行する。我々は、人類を貧困の恐怖及び欠乏の専制から解き放ち、地球を癒やし安全にすることを決意している。我々は、世界を持続的かつ強靱(レジリエント)な道筋に移行させるために緊急に必要な、大胆かつ変革的な手段をとることに決意している。我々はこの共同の旅路に乗り出すにあたり、誰一人取り残さないことを誓う。

今日我々が発表する17の持続可能な開発のための目標(SDGs)と、169のターゲットは、この新しく普遍的なアジェンダの規模と野心を示している。これらの目標とターゲットは、ミレニアム開発目標(MDGs)を基にして、ミレニアム開発目標が達成できなかったものを全うすることを目指すものである。これらは、すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す。これらの目標及びターゲットは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面、すなわち経済、社会及び環境の三側面を調和させるものである。

これらの目標及びターゲットは、人類及び地球にとり極めて重要な分野で、向こう 15 年間にわたり、行動を促進するものになろう。

人間

我々は、あらゆる形態及び側面において貧困と飢餓に終止符を打ち、すべての人間が尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持てる潜在能力を発揮することができることを確保することを決意する。

地球

我々は、地球が現在及び将来の世代の需要を支えることができるように、持続可能な消費及び生産、天然資源の持続可能な管理並びに気候変動に関する緊急の行動をとることを含めて、地球を破壊から守ることを決意する。

繁栄

我々は、すべての人間が豊かで満たされた生活を享受することができること、また、経済的、社会的及び技術的な進歩が自然との調和のうちに生じることを確保することを決意する。

平和

我々は、恐怖及び暴力から自由であり、平和的、公正かつ包摂的な社会を育んでいくことを決意する。平和なくしては持続可能な開発はあり得ず、持続可能な開発なくして平和もあり得ない。

パートナーシップ

我々は、強化された地球規模の連帯の精神に基づき、最も貧しく最も脆弱な人々の必要に特別の焦点をあて、全ての国、全てのステークホルダー及び全ての人の参加を得て、再活性化された「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を通じてこのアジェンダを実施するに必要とされる手段を動員することを決意する。

持続可能な開発目標の相互関連性及び統合された性質は、この新たなアジェンダ(以後「新アジェンダ」と呼称)の目的が実現されることを確保する上で極めて重要である。もし我々がこのアジェンダのすべての範囲にわたり自らの野心を実現することができれば、すべての人々の生活は大いに改善され、我々の世界はより良いものへと変革されるであろう。

宣言(注:各パラ冒頭のカッコ書きは仮訳用に便宜上付したもの)

導入部

- 1. 我々、国家元首、政府の長その他の代表は、国連が70周年を迎えるにあたり、2015年9月25日から27日までニューヨークの国連本部で会合し、今日、新たな地球規模の持続可能な開発目標を決定した。
- 2. (総論) 我々の国民に代わり、我々は、包括的、遠大かつ人間中心な一連の普遍的かつ変革的な目標とターゲットにつき、歴史的な決定を行った。我々は、このアジェンダを 2030 年までに完全に実施するために休みなく取り組むことにコミットする。我々は、極端な貧

困を含む、あらゆる形態と様相の貧困を撲滅することが最も大きな地球規模の課題であり、 持続可能な開発のための不可欠な必要条件であると認識する。我々は、持続可能な開発を、 経済、社会及び環境というその三つの側面において、バランスがとれ統合された形で達成 することにコミットしている。我々はまた、ミレニアム開発目標の達成を基にして、その 未完の課題に取り組むことを追求する。

- 3. (取り組むべき課題) 我々は、2030年までに以下のことを行うことを決意する。あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つこと。国内的・国際的な不平等と戦うこと。平和で、公正かつ包摂的な社会をうち立てること。人権を保護しジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを進めること。地球と天然資源の永続的な保護を確保すること。そしてまた、我々は、持続可能で、包摂的で持続的な経済成長、共有された繁栄及び働きがいのある人間らしい仕事のための条件を、各国の発展段階の違い及び能力の違いを考慮に入れた上で、作り出すことを決意する。
- 4. (誰一人取り残さない) この偉大な共同の旅に乗り出すにあたり、我々は誰も取り残されないことを誓う。人々の尊厳は基本的なものであるとの認識の下に、目標とターゲットがすべての国、すべての人々及び社会のすべての部分で満たされることを望む。そして我々は、最も遅れているところに第一に手を伸ばすべく努力する。
- 5. (新アジェンダの特徴) このアジェンダは前例のない範囲と重要性を持つものである。このアジェンダは、各国の現実、能力及び発展段階の違いを考慮に入れ、かつ各国の政策及び優先度を尊重しつつ、すべての国に受け入れられ、すべての国に適用されるものである。これらは、先進国、開発途上国も同様に含む世界全体の普遍的な目標とターゲットである。これらは、統合され不可分のものであり、持続可能な開発の三側面をバランスするものである。
- 6. (これまでの経緯) 最も貧しく最も脆弱なところからの声に特別な注意を払いながら市民社会及びその他のステークホルダーとの間で行われた 2 年以上にわたる公開のコンサルテーション及び関与の結果、この目標とターゲットができた。このコンサルテーションは、持続可能な開発に関する公開作業部会及び国連による重要な作業を含むものであり、事務総長は 2014 年 12 月に統合報告書を提出している。

我々のビジョン

7. (目指すべき世界像) これらの目標とターゲットにおいて、我々は最高に野心的かつ変革的なビジョンを設定している。我々は、すべての人生が栄える、貧困、飢餓、病気及び欠乏から自由な世界を思い描く。我々は、恐怖と暴力から自由な世界を思い描く。すべての人が読み書きできる世界。すべてのレベルにおいて質の高い教育、保健医療及び社会保

護に公平かつ普遍的にアクセスできる世界。身体的、精神的、社会的福祉が保障される世界。安全な飲料水と衛生に関する人権を再確認し、衛生状態が改善している世界。十分で、安全で、購入可能、また、栄養のある食料がある世界。住居が安全、強靱(レジリエント)かつ持続可能である世界。そして安価な、信頼でき、持続可能なエネルギーに誰もがアクセスできる世界。

- 8. (目指すべき世界像) 我々は、人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界を思い描く。人種、民族及び文化的多様性に対して尊重がなされる世界。人間の潜在力を完全に実現し、繁栄を共有することに資することができる平等な機会が与えられる世界。子供たちに投資し、すべての子供が暴力及び搾取から解放される世界。すべての女性と女児が完全なジェンダー平等を享受し、そのエンパワーメントを阻む法的、社会的、経済的な障害が取り除かれる世界。そして、最も脆弱な人々のニーズが満たされる、公正で、衡平で、寛容で、開かれており、社会的に包摂的な世界。
- 9. (目指すべき世界像) 我々は、すべての国が持続的で、包摂的で、持続可能な経済成長と働きがいのある人間らしい仕事を享受できる世界を思い描く。消費と生産パターン、そして空気、土地、河川、湖、帯水層、海洋といったすべての天然資源の利用が持続可能である世界。民主主義、グッド・ガバナンス、法の支配、そしてまたそれらを可能にする国内・国際環境が、持続的で包摂的な経済成長、社会開発、環境保護及び貧困・飢餓撲滅を含めた、持続可能な開発にとってきわめて重要である世界。技術開発とその応用が気候変動に配慮しており、生物多様性を尊重し、強靱(レジリエント)なものである世界。人類が自然と調和し、野生動植物その他の種が保護される世界。

我々の共有する原則と約束

- 10. (主要原則) 新アジェンダは、国際法の尊重を含め、国連憲章の目的と原則によって導かれる。世界人権宣言、国際人権諸条約、ミレニアム宣言及び2005年サミット成果文書にも基礎を置く。また、「発展の権利に関する宣言」などその他の合意も参照される。
- 11. (関連する主要国連会議) 我々は、持続可能な開発のための確固たる基礎を築き、この新アジェンダを形作るのを助けたすべての主要な国連会議及びサミットの成果を再確認する。これらは、「環境と開発に関するリオ宣言」、「持続可能な開発に関する世界首脳会議」、「世界社会開発サミット」、「国際人口・開発会議(ICPD)行動計画」、「北京行動綱領」(第4回世界女性会議)、「国連持続可能な開発会議(リオ+20)」を含む。我々はまた、「第4回後発開発途上国(LDCs)会議」、「第3回小島嶼開発途上国(SIDS)会議」、「第2回内陸開発途上国(LLDCs)会議」及び「第3回国連防災世界会議」を含め、これらの会議のフォローアップを再確認する。

- 12. (共通だが差異のある責任) 我々は、「環境と開発に関するリオ宣言」のすべての原則、とりわけ、その第7原則にあるように共通だが差異ある責任の原則を再確認する。
- 13. (統合されたアプローチの重要性) これらの主要な会議及びサミットの課題並びにコミットメントは、相互に関連しており、統合された解決が必要である。これらに効果的に対処するために、新たなアプローチが必要である。持続可能な開発が意味するところでは、すべての形態及び側面の貧困撲滅、国内的・国際的不平等との戦い、地球の維持、持続的・包摂的・持続可能な経済成長を作り出すこと、並びに社会的包摂性を生み出すことは、お互いに関連し合っており、相互に依存している。

今日の世界

- 14. (直面する課題) 我々は、持続可能な開発に対する大きな課題に直面している。依然として数十億人の人々が貧困のうちに生活し、尊厳のある生活を送れずにいる。国内的、国際的な不平等は増加している。機会、富及び権力の不均衡は甚だしい。ジェンダー平等は依然として鍵となる課題である。失業、とりわけ若年層の失業は主たる懸念である。地球規模の健康の脅威、より頻繁かつ甚大な自然災害、悪化する紛争、暴力的過激主義、テロリズムと関連する人道危機及び人々の強制的な移動は、過去数十年の開発の進展の多くを後戻りさせる恐れがある。天然資源の減少並びに、砂漠化、干ばつ、土壌悪化、淡水の欠乏及び生物多様性の喪失を含む環境の悪化による影響は、人類が直面する課題を増加し、悪化させる。我々の時代において、気候変動は最大の課題の一つであり、すべての国の持続可能な開発を達成するための能力に悪影響を及ぼす。世界的な気温の上昇、海面上昇、海洋の酸性化及びその他の気候変動の結果は、多くの後発開発途上国、小島嶼開発途上国を含む沿岸地帯及び低地帯の国々に深刻な影響を与えている。多くの国の存続と地球の生物維持システムが存続の危機に瀕している。
- 15. (チャンス) しかしながら、大きな機会の時でもある。多くの開発の課題に対応するために重要な進展があった。過去の世代において、数百万人の人が極度の貧困から脱した。教育へのアクセスは少年少女いずれに対しても大きく増加した。ICT と地球規模の接続性は人間の進歩を加速化させ、デジタルデバイドを埋め、知識社会を発展させる大きな潜在力があり、医学やエネルギーのように多様な幅広い分野において科学技術イノベーションが持つ潜在力もまた同様である。
- 16. (MDGs で残された課題への対応) およそ 15 年前、ミレニアム開発目標 (MDGs) が合意された。これらは、開発のための重要な枠組みを与え、多くの分野で重要な進展が見られた。しかしながら、進展にはばらつきがあり、それはアフリカ、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国で特にそうである。いくつかの目標、特に母子保健及び性

と生殖に関する健康の目標は依然として達成に向けての軌道に乗っていない。我々は、このような外れた目標を含めて、すべての MDG s の完全な達成に向けて、とりわけ後発開発途上国など重視すべき国に対して焦点をあてて拡大した支援を、適切な支援プログラムに沿って供与することを再度約束する。新アジェンダはミレニアム開発目標を基礎として、ミレニアム開発目標が達成できなかったもの、とりわけ最も脆弱な部分に取り組むことにより、これを完遂することを目指す。

17. (MDGs を超える課題への対応) 我々が今日発表する枠組みは、そのスコープにおいて ミレニアム開発目標を遙かに越えるものである。貧困撲滅、保健、教育及び食料安全保障 と栄養といった継続的な開発分野の優先項目に加えて、この枠組みは、幅広い経済・社会・ 環境の目的を提示している。また、より平和かつ包摂的な社会も約束している。さらに重 要なことは、実施手段も提示している。我々が決定した統合的なアプローチを反映して、 新たな目標とターゲットには、深い相互関連性とクロスカッティングな要素がある。

新アジェンダ

- 18. (総論)本日、我々が発表する17の持続可能な開発目標と169の関連づけられたターゲットは、統合され不可分のものである。このような広範でユニバーサルな政策目標について、世界の指導者が共通の行動と努力を表明したことは未だかつてなかった。持続可能な開発に向けた道を進むにあたって、すべての国や地域に進展をもたらすウィン・ウィンの協力と地球規模の開発のために我々が一つとなって身を費やすことを決めた。すべての国はその固有の財産、自然資源及び経済活動に対して恒久の主権を有しており、またその権利を自由に行使することを確認する。我々は現在及び将来の世代の益のためのこのアジェンダを実施する。そのために、我々は国際法に対するコミットメントを確認するとともに、新たな開発目標は、国際法の下での権利と義務に整合する形で実施することを確認する。
- 19. (人権) 我々は、世界人権宣言及びその他の人権に関する国際文書並びに国際法の重要性を確認する。我々は、すべての国が国連憲章に則り、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍若しくは社会的出自、貧富、出生、障害等の違いに関係なく、すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調する。
- 20. (ジェンダー)ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである。人類の潜在力の開花と持続可能な開発の達成は、人類の半数に上る(女性)の権利と機会が否定されている間は達成することができない。女性と女児は、質の高い教育、経済的資源への公平なアクセス、また、あらゆるレベルでの政治参加、雇用、リーダーシップ、意思決定において男性と同等の機会を享受するべきである。我々は、ジェンダー・ギャップを縮める

ための投資を顕著に増加するために努力するとともに国、地域及びグローバルの各レベルにおいてジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する組織への支援を強化する。 女性と女児に対するあらゆる形態の暴力は男性及び男子の参加も得てこれを廃絶していく。 新たなアジェンダの実施において、ジェンダーの視点をシステマティックに主流化していくことは不可欠である。

- 21. (差別化)新たな目標とターゲットは2016年1月から効力を持ち、向こう15年間における我々の決定をガイドする。我々は、各国の各々の現実、能力、開発段階、政策、優先課題を考慮に入れながら、国、地域、グローバル・レベルで新目標を実施する。我々は、関連する国際規範やコミットメントと整合性を維持しつつ、持続的で包摂的かつ持続可能な経済開発を目指していくための各国の政策余地を尊重する。また、我々は持続可能な開発における、地域の側面、地域経済統合及び連結性の重要性をも認識する。地域レベルでの枠組みは、国レベルで持続可能な開発政策の具体的な実施を後押しすることにつながる。
- 22. (特別な課題を持つ国々)各々の国は、持続可能な開発を実現していく上で特有の課題に直面している。最も脆弱な国々、特にアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国は、紛争下や紛争後国と同様に特別な配慮を必要としている。同様に、多くの中所得国にも深刻な課題を抱えている。
- 23. (脆弱な人々) 脆弱な人々はエンパワーメントがなされなければならない。新アジェンダに反映されている脆弱な人々とは、子供、若者、障害者(その内 80%以上が貧困下にある)、HIV/エイズと共に生きる人々、高齢者、先住民、難民、国内避難民、移民を含む。また、我々は複合的な人道危機の影響を受けた地域に住む人々及びテロの影響を受けた人々が直面する困難や苦難を取り除き、脆弱な人々の特別なニーズに対する支援を強化すべく、国際法に照らしながら、更なる有効な措置及び行動をとる。
- 24. (食料安全保障) 我々は、2030年までに極度の貧困を撲滅することを含む、すべての 形態の貧困の終結にコミットする。すべての人々は社会保護制度を通じてすべての人が基 礎的な生活水準を享受するべきである。また我々は、優先事項として飢餓を撲滅し、食料 安全保障を実現するとともに、あらゆる形態の栄養不良を解消することを決意する。この 観点から、我々は世界食料安全保障委員会の重要な役割と包摂的な性格を再確認するとと もに「栄養に関するローマ宣言」及び「行動枠組」を歓迎する。我々は開発途上国、特に 後発開発途上国における小自作農や女性の農民、遊牧民、漁業民への支援を通じて農村開 発及び持続可能な農業・漁業発展のために資源を注ぎ込む。
- 25. (教育)我々は就学前から初等、中等、高等、技術、職業訓練等のすべてのレベルにおける包摂的で公正な質の高い教育を提供することにコミットする。性、年齢、人種、民

族、に関係なくすべての人々が、また障害者、移民、先住民、子供、青年、脆弱な状況下にある人々が社会への十全な参加の機会を確保するために必要とされる技能や知識を獲得するめの生涯学習の機会を有するべきである。安全な学校及び結束力のある地域社会や家族等を通じ、国が人口ボーナスを享受できるようにすることにより、我々は、子供や若者に彼らの権利と能力を完全に実現するための育成環境を提供するよう努める。

- 26. (保健 UHC) 身体的及び精神的な健康と福祉の増進並びにすべての人々の寿命の延長のために、我々はユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) と質の高い保健医療へのアクセスを達成しなければならない。誰一人として取り残されてはならない。我々は、2030 年までにこのような防ぐことのできる死をなくすことによって、新生児、子供、妊産婦の死亡を削減するために今日までに実現した進歩を加速することを約束する。家族計画、情報、教育を含む、性と生殖に関するサービスへの普遍的なアクセスを確保することに全力で取り組む。我々は、開発途上国においてはびこる薬剤耐性や対応されていない病気に関する問題への取組を含め、マラリア、HIV/エイズ、結核、肝炎、エボラ出血熱及びその他の感染病や伝染病に対して示された進歩の速度を等しく加速する。我々は、持続可能な開発に対する大きな挑戦の一つとなっている行動・発達・神経学的障害を含む非感染性疾患の予防や治療に取り組む。
- 27. (経済基盤) 我々は、すべての国のために強固な経済基盤を構築するよう努める。包摂的で持続可能な経済成長の継続は、繁栄のために不可欠である。これは、富の共有や不平等な収入への対処を通じて可能となる。我々は、すべての人々のための働きがいのある人間らしい仕事をはじめとして若者の雇用促進、女性の経済的エンパワーメントの促進を通じダイナミックかつ持続可能な革新、人間中心の経済構築を目指す。我々は、強制労働や人身取引及びすべての形態の児童労働を根絶する。すべての国々は、生産性と職務を達成するために必要とされる知識や技能、社会に参入できる能力を備えた、健全で優れた教育を受けた労働人口を有する立場にある。我々は、後発開発途上国のあらゆるセクターにおける生産性向上のために構造改革を含む取組を行う。我々は、生産能力・生産性・生産雇用の増大、金融包摂、持続可能な農業・畜産・漁業開発、持続可能な工業開発、手頃で信頼できる持続可能な近代的エネルギー供給へのユニバーサルなアクセス、持続可能な輸送システム、質の高い強靭(レジリエント)なインフラにおいて、生産能力、生産性、生産雇用を増大させる政策を採用する。
- 28. (持続可能な消費・生産) 我々は、社会における生産や消費、サービスのあり方について根本的な変革をすることにコミットする。政府、国際機関、企業、その他の非政府主体や個人は、開発途上国における持続可能な消費と生産を促進するための科学、技術、革新能力を獲得するための財政的、技術的支援等を通じてより持続可能な消費・生産パターンへの移行に貢献しなければならない。我々は、「持続可能な消費と生産に関する 10 年計

画枠組み」の実施を促進する。開発途上国の発展と能力を踏まえつつ、先進国がリードの下で、すべての国々が実行をする。

- 29. (移民)我々は、包括的成長と持続可能な開発に対する移民の積極的な貢献を認識している。また、他国への移住は、送出、通過、目的地となる各々の国の発展に大きく関連している多面的な実態の現実であり、首尾一貫した包括的な対応を必要とするということを認識する。我々は、移民に対し、その地位、難民及び避難民を問わず、人権の尊重や人道的な扱いを含む安全で秩序だった正規の移住のための協力を国際的に行う。このような協力は、特に開発途上国において難民を受け入れているコミュニティの強靱性(レジリエンス)を強化することにも注力すべきである。我々は、移民が市民権のある国へ帰国するための移民の権利を強調し、国家は帰国する自国民が正当に受け入れられることを保証しなければならないということを想起する。
- 30. (一方的経済措置の禁止) 各国は、特に開発途上国において経済及び社会の発展を阻害し、国際法と国連憲章に合致しないような一方的経済・財政・貿易措置の公布及び適用を行うことを慎むよう強く求められている。
- 3 1. (気候変動)我々は、気候変動枠組条約が、気候変動に対する地球規模の対応を交渉するための主要な国際的、政府間フォーラムであるということを認める。我々は、気候変動や環境破壊によって引き起こされた脅威に対し断固として取り組む決意である。地球規模の気候変動の特徴を踏まえ、世界の温室効果ガス排出削減を加速し、気候変動による負の影響に対する適応を促進するための可能な限り広い国際協力が求められる。我々は、2020年までの世界の年間温室効果ガス排出に関する締約国の緩和約束の総体的効果と、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2又は1.5℃以内に抑える可能性が高い総体的な排出の道筋との間に大きな隔たりがあることについて深刻な懸念をもって留意する。
- 32. (気候変動)12月のパリにおける第21回締約国会合を見据え、我々は、野心的で世界 共通の気候合意にむけて取り組むというすべての国のコミットメントを強調する。我々は、 気候変動枠組条約の下で全ての締約国に適用される議定書、他の法的文書又は法的効力を 有する合意成果は、均衡のとれた態様、とりわけ、緩和、適応、資金、技術開発・移転、 能力構築、行動と支援に関する透明性等を扱うものとすることを再度確認する。
- 33. (天然資源、海洋、生物多様性等) 我々は、社会的・経済的発展の鍵は、地球の天然 資源の持続可能な管理にあると認識している。よって我々は、大洋、海、湖の他、森林や 山、陸地を保存し、持続的に使用すること及び生物多様性、生態系、野生動物を保護する ことを決意する。また、我々は、持続可能な観光事業、水不足・水質汚染への取組を促進 し、砂漠化、砂塵嵐、浸食作用、干ばつ対策を強化し、強靱性(レジリエンス)の構築と

災害のリスク削減にむけた取組を強化する。この観点から我々は、2016 年にメキシコで開催される生物多様性条約第13回締約国会議に期待を寄せている。

- 34. (都市発展、化学物質等)我々は、持続可能な都市開発とその管理は、我々の国民の生活の質を確保する上で欠くことができないことであるということを認識する。我々は、地域社会のつながりと安全の確保の他、イノベーションと雇用を促進するための都市や人間の居住地の更新、計画を実施するために地方政府やコミュニティと協働する。我々は、化学物質の環境上適正な管理と安全な使用、廃棄物の削減と再生利用、水とエネルギーのより有効な活用等を通じ、都市活動や人の健康と環境に有害な化学物質の負のインパクトを減らす。こうして、我々は、地球気候システムに対する都市の影響を最小化するよう努力する。また、我々は、国家・農村・都市の開発計画を策定する際に、人口動態と将来推計を踏まえて検討を行う。我々は、エクアドルの首都キトで開催が予定されている「人間居住と持続可能な都市開発に関する国連会議」に期待している。
- 35. (平和と安全)持続可能な開発は、平和と安全なくしては実現できない。同時に、平和と安全は、持続可能な開発なくしては危機に瀕するだろう。新アジェンダは、司法への平等なアクセスを提供し、(発展の権利を含む)人権の尊重、効果的な法の支配及び全てのレベルでのグッド・ガバナンス並びに透明、効果的かつ責任ある制度に基礎をおいた平和で、公正かつ、包摂的な社会を構築する必要性を認める。新アジェンダにおいては、不平等さ、腐敗、貧弱な統治、不正な資金や武器の取引といった暴力、不安及び不正義を引き起こす要因に焦点が当てられている。我々は、平和構築及び国家建設において女性が役割を担うことを確保することも含めて紛争の解決又は予防、及び紛争後の国々の支援のための努力を倍加しなければならない。我々は、経済的・社会的発展及び環境の面でも悪影響を及ぼし続けている植民地下及び外国占領下にある人民の自決の権利の完全な実現への障害を除去するために、国際法に合致する更なる効果的な手段と行動を求める。
- 36. (文化)我々は、文化間の理解、寛容、相互尊重、グローバル・シチズンシップとしての倫理、共同の責任を促進することを約束する。我々は、世界の自然と文化の多様性を認め、すべての文化・文明は持続可能な開発に貢献するばかりでなく、重要な成功への鍵であると認識する。
- 37. (スポーツ) スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。 我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発及び平和への寄与、また、 健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティのエンパ ワーメントに寄与することを認識する。
- 38. (領土保全及び政治的独立)我々は、国連憲章に従って、国の領土保全及び政治的独

立が尊重される必要があることを再確認する。

実施手段

- 39. 新アジェンダの規模と野心は、その実施を確保するために活性化された「グローバル・パートナーシップ」を必要とする。我々は、全面的にこれにコミットする。このパートナーシップは、世界的連帯、特に、貧しい人々や脆弱な状況下にある人々に対する連帯の精神の下で機能する。それは、政府や民間セクター、市民社会、国連機関、その他の主体及び動員可能なあらゆる資源を動員して全ての目標とターゲットの実施のために地球規模レベルでの集中的な取組を促進する。
- 40. (実施手段、アディスアベバ行動目標との関係)目標 17 とそれぞれの SDG 下における 実施手段は、我々のアジェンダを実現する鍵であり、その他の目標とターゲットの重要さに匹敵する。SDGs を含むアジェンダは、持続可能な開発のための活性化されたグローバル・パートナーシップの枠組みの下で実現され、 2015 年 7 月 13~16 日、アディスアベバで開催された第 3 回開発資金国際会議成果文書に記載されている具体的な政策と行動によって 支えられる。我々は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの不可欠な部分であるアディスアベバ行動目標が国連総会においてエンドースされたことを歓迎する。我々は、アディスアベバ行動目標の十分な実施は、持続可能な開発の目標とターゲットの実現に不可欠であることを認める。
- 41. (国家、民間セクターの役割) 我々は、それぞれの国が自国の経済・社会発展のための第一義的な責任を有するということを認識する。新アジェンダは、その目標とターゲットの実施に必要とされる手段も含んでいる。これらの実施手段は財政的なリソースの動員をはじめとして、相互に同意された譲許的優遇的な条件で開発途上国に対し行われる環境に優しい技術の移転、能力構築を含むものであることを認める。国内及び国際社会による公的資金は、不可欠なサービスと公共財の供給及び他の資金源を呼び込む上できわめて重要な役割を果たす。我々は、小規模企業から多国籍企業、協同組合、市民社会組織や慈善団体等多岐にわたる民間部門が新アジェンダの実施における役割を有することを認知する。
- 42. (各種行動計画、アフリカ関連イニシアティブ、紛争) 我々は、「イスタンブール宣言及び行動計画」、「サモア・パスウェー (SAMOA pathway)」、「ウィーン行動計画」等の関連ある戦略及びプログラムの実施を支持する。また、新アジェンダにおいて不可欠であるアフリカ連合の「2063 アジェンダ」と「アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)」のプログラムを支持することの重要性を再確認する。我々は、紛争下や紛争後の国々が永続的な平和と持続可能な開発を達成するための大きな課題を有していることを認識する。
- 43. (ODA の役割、コミットメントの再確認) 我々は、国際的な公的資金が、国内、とり

わけ限られた国内資源しかない最貧国や脆弱な国において、公的資源を国内的に動員するための取組を補完する上で重要な役割を果たすということを強調する。ODA を含む国際的な公的資金の重要な活用は、公的及び民間の他の資源からの追加的な資源を動員する触媒となるものである。ODA 供与国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7%に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.2%にするという目標を達成するとの多くの先進国によるコミットメントを含め、それぞれのコミットメントを改めて確認する。

- 44. (国際金融機関の役割) 我々は、国際金融機関が、特に開発途上国に対し、それぞれのマンデート及び各々の国の政策スペースに従って支援を行う重要性を認める。我々は、国際的な経済上の決定や国際的な経済面のガバナンスや規範に関する意思決定において、アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得国も含む開発途上国の声と参入を普及し強化することにコミットする。
- 45. (国会議員、政府、公的機関の役割) 我々は、新アジェンダのために必要とされる予算の可決と我々のコミットメントの効果的な実施に関する説明責任を確実なものとするために、国会議員が果たす不可欠な役割についても認識している。また、政府と公共団体は、地方政府、地域組織、国際機関、学究組織、慈善団体、ボランティア団体、その他の団体と密接に実施に取り組む。
- 46. (経社理、国連開発システム) 我々は、SDGs と持続可能な開発の達成を支援するために、十分に資源に恵まれ、適切に、首尾一貫した、有効で効果的な国連システムが有する重要な役割を強調する。国レベルでのより強化されたオーナーシップ及びリーダーシップの重要性を強調する一方で、我々は、本アジェンダの文脈における経済社会理事会での「国連開発システムの長期的ポジショニングに関する対話」を支持する。

フォローアップとレビュー

- 47. 次の15年に向けた目標とターゲットを実行する進歩に関し、各国政府が、国、地域、世界レベルでのフォローアップとレビューの第一義的な責任を有する。国民への説明責任を果たすため、我々は、本アジェンダ及びアディスアベバ行動目標に記されているとおり様々なレベルにおける体系的なフォローアップとレビューを行う。また、国連総会及び経済社会理事会の下で開催される「ハイレベル政治フォーラム」が、世界レベルのフォローアップとレビューを監督する主要な役割を持つ。
- 48. (本件アジェンダを達成するための) 指標は、こうした (フォローアップ) 活動を支援するために整備される。誰一人も取り残さないよう進捗を測定するためには、高品質で、アクセス可能、時宜を得た細分化されたデータが必要である。このようなデータは、政策決定の鍵となる。現存する報告メカニズムからのデータと情報は、可能な限り活用される

べきである。アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得国をはじめとする開発途上国における、統計能力の強化のための努力を強化することに我々は合意する。我々は進捗を測定するために、GDP 指標を補完する、より包括的な手法を開発することにコミットする。

我々の世界を変える行動の呼びかけ

- 49. (国連とそれを支える価値観) 70 年前、以前の世代の指導者たちが集まり、国際連合を作った。彼らは、戦争の灰と分裂から、国連とそれを支える価値、すなわち平和、対話と国際協力を作り上げた。これらの価値の最高の具体化が国連憲章である。
- 50. (新アジェンダの歴史的意義) 今日我々もまた、偉大な歴史的重要性を持つ決定をする。我々は、すべての人々のためによりよい未来を作る決意である。人間らしい尊厳を持ち報われる生活を送り、潜在力を発揮するための機会が否定されている数百万という人々を含む全ての人々を対象とした決意である。我々は、貧困を終わらせることに成功する最初の世代になり得る。同様に、地球を救う機会を持つ最後の世代にもなるかも知れない。我々がこの目的に成功するのであれば2030年の世界はよりよい場所になるであろう。
- 51. (新アジェンダの歴史的意義) 今日我々が宣言するものは、向こう 15 年間の地球規模の行動のアジェンダであるが、これは 21 世紀における人間と地球の憲章である。子供たち、若人たちは、変化のための重要な主体であり、彼らはこの目標に、行動のための無限の能力を、また、よりよい世界の創設にむける土台を見いだすであろう。
- 52. (人々を中心に据えたアジェンダ)「われら人民は」というのは国連憲章の冒頭の言葉である。今日 2030 年への道を歩き出すのはこの「われら人民」である。我々の旅路は、政府、国会、国連システム、国際機関、地方政府、先住民、市民社会、ビジネス・民間セクター、科学者・学会、そしてすべての人々を取り込んでいくものである。数百万の人々がすでにこのアジェンダに関与し、我が物としている。これは、人々の、人々による、人々のためのアジェンダであり、そのことこそが、このアジェンダを成功に導くと信じる。
- 53. (結語)人類と地球の未来は我々の手の中にある。そしてまた、それは未来の世代にたいまつを受け渡す今日の若い世代の手の中にもある。持続可能な開発への道を我々は記した。その道のりが成功し、その収穫が後戻りしないことを確かなものにすることは、我々すべてのためになるのである。

持続可能な開発目標 (SDGs) とターゲット

- 54. (SDG s 公開作業部会報告書) 包摂的な政府間交渉プロセスを経て、且つ持続可能な開発に関する公開作業部会の提案、その中には同提案の背景を説明するシャポー¹を含む、を踏まえ、下記の事項が、我々が合意した目標とターゲットである。
- 5 5. (各国の状況を踏まえた差別化)持続可能な開発目標 (SDGs) とターゲットは、各国の置かれたそれぞれの現状、能力、発展段階、政策や優先課題を踏まえつつ、一体のもので分割できないものである。また、地球規模且つすべての国に対応が求められる性質のものである。ターゲットは、地球規模レベルでの目標を踏まえつつ、各国の置かれた状況を念頭に、各国政府が定めるものとなる。また、各々の政府は、これら高い目標を掲げるグローバルなターゲットを具体的な国家計画プロセスや政策、戦略に反映していくことが想定されている。持続可能な開発が経済、社会、環境分野の進行中のプロセスとリンクしていることをよく踏まえておくことが重要である。
- 56. (特別な課題を持つ国々) これらの目標とターゲットを決定するに当たって、我々は各国が持続可能な開発を達成するために特有の課題に直面していることを認識し、最も脆弱な国々、特にアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国が直面している特別な課題とともに、中所得国が直面している特有の課題を強調する。また、紛争下にある国々も特別な配慮を必要としている。
- 57. (データ収集のための能力構築) 我々は、いくつかのターゲットについては、基準データが入手困難であるということを認識し、まだ確立されていない国及び地球規模レベルの基準データを整備するための加盟国レベルでの能力構築及びデータ収集強化の支援を強く求める。我々は、以下のターゲットの内、特に明確な数値目標が掲げられていないものについて、その進捗をより的確に把握するために適切な対応をとることにコミットする。
- 58. (他のプロセスとの関係) 我々のアジェンダの実施の妨げとなり得る課題に関する他のフォーラムでの各国の取組を歓迎する、また一方で、それらのプロセスの独自性も尊重する。我々は、本アジェンダ及びその実施が、他のプロセスやそこでの決定に対しこれに貢献することはあっても侵害することのないようにする。
- 59. (各国の差別化) 我々は、持続可能な開発の達成に向け、それぞれの国が置かれた状況及び優先事項に基づき各々に違ったアプローチ、ビジョン、モデルや利用可能な手段が変わってくることを認識する。そして、我々は、地球という惑星及びその生態系が我々の

13

¹ A68/970 'Report of the Open Working Group of the General Assembly on Sustainable Development Goals'を参照(同じくA 68/970 Add. 1も参照ありたい)

故郷であり、「母なる地球」が多くの国及び地域において共通した表現であるということを 再確認する。

※公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)作成による仮訳をベースに編集

持続可能な開発目標

- 目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- 目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
- 目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセス を確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9. 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及び イノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠 化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法への アクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制 度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
- *国連気候変動枠組条約(UNFCCC)が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

目標 1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

- 1.1 2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困 をあらゆる場所で終わらせる。
- 1.2 2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、 女性、子どもの割合を半減させる。
- 1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年まで に貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
- 1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、 天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的 資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。
- 1.5 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性(レジリエンス)を構築し、 気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に 対する暴露や脆弱性を軽減する。
- 1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上 国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
- 1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

- 2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場 にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
- 2.2 5 歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年 女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
- 2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
- 2.4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭(レジリエント)な農業を実践する。
- 2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バ

ンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生 種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統 的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進す る。

- 2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
- 2.b ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果 を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易 制限や歪みを是正及び防止する。
- 2. c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正 な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを 容易にする。

目標 3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

- 3.1 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。
- 3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
- 3.3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
- 3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
- 3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
- 3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
- 3.7 2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
- 3.8 すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。
- 3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
- 3.a すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。

- 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS 協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
- 3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
- 3.d すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。

目標 4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を 促進する

- 4.1 2030 年までに、すべての女児及び男児が、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無 償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
- 4.2 2030年までに、すべての女児及び男児が、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学 前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
- 4.3 2030 年までに、すべての女性及び男性が、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育 及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
- 4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
- 4.6 2030 年までに、すべての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び 基本的計算能力を身に付けられるようにする。
- 4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、 男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様 性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可 能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
- 4.a 子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
- 4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術 (ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界

で大幅に増加させる。

4. c 2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員 養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数を大幅に増加させる。

目標 5 . ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・ 私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女 性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議 (ICPD) の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会 議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
- 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- 5.b 女性のエンパワーメント促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。
- 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

目標 6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- 6.1 2030 年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを 達成する。
- 6.2 2030 年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを 達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
- 6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。
- 6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な 採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減

- 少させる。
- 6.5 2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理 を実施する。
- 6.6 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の 保護・回復を行う。
- 6. a 2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用 技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と 能力構築支援を拡大する。
- 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。

目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセス を確保する

- 7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅 に拡大させる。
- 7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い 化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するた めの国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資 を促進する。
- 7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び 小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギー サービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

- 8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率 7%の成長率を保つ。
- 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技 術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
- 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型 の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企 業の設立や成長を奨励する。
- 8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導

- の下、持続可能な消費と生産に関する 10 カ年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪 化の分断を図る。
- 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用 及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
- 8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
- 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置 の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の 募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
- 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての 労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
- 8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を 促進するための政策を立案し実施する。
- 8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
- 8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク (EIF) など を通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を 拡大する。
- 8. b 2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関 (IL0) の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。

目標 9. 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

- 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援 するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レ ジリエント)なインフラを開発する。
- 9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同 割合を倍増させる。
- 9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融 サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
- 9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
- 9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者 数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじ

めとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。

- 9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱 (レジリエント) なインフラ開発を促進する。
- 9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
- 9. c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに 普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。

目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する

- 10.1 2030 年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値 を漸進的に達成し、持続させる。
- 10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位 その他の状況に関わりなく、すべての人々のエンパワーメント及び社会的、経済的 及び政治的な包含を促進する。
- 10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
- 10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
- 10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
- 10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
- 10.7 計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
- 10.a 世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
- 10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助 (ODA) 及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
- 10.c 2030 年までに、移住労働者による送金コストを 3%未満に引き下げ、コストが 5%を 越える送金経路を撤廃する。

目標 11. 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する

- 11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
- 11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズ に特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべて の人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセ スを提供する。
- 11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
- 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
- 11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関 連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直 接的経済損失を大幅に減らす。
- 11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 11.7 2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
- 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、 都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
- 11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
- 11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計 画枠組み (10YFP) を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
- 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物資やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

- 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
- 12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和した ライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
- 12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する 形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在す る場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応 じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対す る非効率な補助金を合理化する。

目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*

- 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス) 及び適応力を強化する。
- 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
- 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
- 13. a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズ に対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間 1,000億ドルを共同で動員 するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施し、可能な限り速や かに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
- 13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎 外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策 定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する

*国連気候変動枠組条約(UNFCCC)が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

14.1 2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あら

- ゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
- 14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- 14.5 2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、 少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
- 14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する²。
- 14.7 2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発 途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
- 14. a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
- 14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の 保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条 約(UNCLOS) に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の 保全及び持続可能な利用を強化する。

目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂 漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をは じめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持 続可能な利用を確保する。

24

 $^{^2}$ 現在進行中の世界貿易機関(WTO)交渉および WTO ドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマンデートを考慮

- 15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を 阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させ る。
- 15.3 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地など の劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
- 15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
- 15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種 を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
- 15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
- 15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を 講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
- 15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
- 15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス 及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
- 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の 動員及び大幅な増額を行う。
- 15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
- 15. c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。

目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

- 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
- 16.2 子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
- 16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
- 16.4 2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復 及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。

- 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
- 16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
- 16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
- 16.9 2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
- 16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
- 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆる レベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
- 16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。

目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資金

- 17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
- 17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7%に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。 ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20%の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
- 17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
- 17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調 的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務 貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
- 17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。

技術

- 17.6 科学技術イノベーション (STI) 及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
- 17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。

17.8 2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。

能力構築

17.9 すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、 南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった 能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

貿易

- 17.10 ドーハ・ラウンド (DDA) 交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
- 17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める 後発開発途上国のシェアを倍増させる。
- 17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。

体制面

政策・制度的整合性

- 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
- 17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
- 17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。

マルチステークホルダー・パートナーシップ

- 17.16 すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、 専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナ ーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシ ップを強化する。
- 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、 市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

データ、モニタリング、説明責任

17.18 2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位

- 置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある 非集計型データの入手可能性を向上させる。
- 17.19 2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の 取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

実施手段とグローバル・パートナーシップ

- 60. (グローバル・パートナーシップ) 我々は、この新アジェンダの完全な実施のための強いコミットメントを再確認する。我々は、活性化され強化されたグローバル・パートナーシップ及び同程度に野心的な実施手段無しには、この野心的な目標とターゲットは達成できないということを認識する。活性化されたグローバル・パートナーシップは、政府、市民社会、民間セクター、国連機関、その他の主体を集結させるとともに、あらゆる利用可能な資源を動員し、すべての目標とターゲットの実施を支援するための全世界の強い関与を促進する。
- 61. (実施手段)アジェンダの目標とターゲットは、我々の集合的な野心を実現するために必要な実施手段も取り上げている。それぞれの SDG のターゲット及び目標 17 で取り上げられている実施手段は、上述したように我々のアジェンダを実現するための鍵であり、その他の目標とターゲット同様に重要である。(これらの実施手段関連目標・ターゲットは)その他の目標の実施努力と、これらの進捗をモニターする枠組みの双方において同等のプライオリティーをもって扱う。
- 62. (アディスアベバ行動目標との関係) SDGs を含むこのアジェンダは、持続可能な開発のための活性化されたグローバル・パートナーシップの枠組みにおいて実現されるものであり、持続可能な開発のための 2030 アジェンダと不可欠な部分を成すアディスアベバ行動目標の具体的な政策と行動によってサポートされるものである。アディスアベバ行動目標は、2030 アジェンダのターゲットの実施手段を具体的な文脈に置くとともに、それを補足する助けとなるものである。これらは、国内のリソース、国内外の民間資金、国際開発協力、開発の牽引力としての国際貿易、負債及び債務持続性、体制的な課題、科学技術イノベーション、能力構築、データ、モニタリング及びフォローアップのすべてに関連してくるものである。
- 63. (各国と国際社会の役割) 統合的な国家財政の枠組みによって支えられた国家の持続可能な開発戦略は、我々の取組の要となる。我々は、各国が自国の経済・社会開発に対して第一義的な責任があること、国家政策と開発戦略の役割は過小評価できないことを改めて表明したい。我々は、関連の国際的なルール及びコミットメントと合致する限りにおいて、各国がそれぞれの貧困撲滅や持続可能な開発のための政策を実施するための政策スペ

ースやリーダーシップを尊重する。同時に、一国の開発努力はそれを可能とする国際的な経済環境によって支援されなければならず、そうした環境とは、首尾一貫した、互恵的な国際貿易、通貨・金融システム及びより発達した地球規模の経済ガバナンスである。また、能力構築だけでなく、地球規模での適切な知識と技術の利用可能性を高め、促進するプロセスの構築が重要である。我々は、あらゆるレベルにおけるすべての主体によって、持続可能な開発のための政策一貫性及び環境整備の追求及び持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを再活性化することにコミットする。

- 64. (各種行動計画、アフリカ関連イニシアティブ、紛争) 我々は、「イスタンブール宣言及び行動計画」、「サモア・パスウェー (SAMOA pathway)」、「ウィーン行動計画」等の関連ある戦略及びプログラムの実施を支持する。また、新アジェンダにおいて不可欠であるアフリカ連合の「2063 アジェンダ」と「アフリカ開発のための新パートナーシップ (NEPAD)」のプログラムを支持することの重要性を再確認する。我々は、紛争下や紛争後の国々が永続的な平和と持続可能な開発を達成するための大きな課題を有していることを認識する。
- 65. (中所得国の課題) 我々は、中所得国も持続可能な開発を達成するために困難な課題 に直面していることを認識する。今日までに達成された努力の成果を持続させるためには、 様々な経験の共有、よりよい調整、国連開発システム、国際金融機関、地域機関及びその 他のステークホルダーによる支援を通じてこれらの課題への取組を強化するべきである。
- 66. (国内資金の動員、各国のオーナーシップ)我々は、すべての国にとって、ナショナル・オーナーシップの原則の下で強調されている公共政策及び国内リソースの動員と有効な活用は、SDGs の達成を含む持続可能な開発に向けた我々の取組の中心に置かれるものであるということを強調する。我々は、国内リソースは、あらゆるレベルでの整備された環境の下、経済成長によって生み出されるということを認識する。
- 67. (民間企業活動) 民間企業の活動・投資・イノベーションは、生産性及び包摂的な経済成長と雇用創出を生み出していく上での重要な鍵である。我々は、小企業から協同組合、多国籍企業までを包含する民間セクターの多様性を認める。我々は、こうした民間セクターに対し、持続可能な開発における課題解決のための創造性とイノベーションを発揮することを求める。「ビジネスと人権に関する指導原則と国際労働機関の労働基準」、「児童の権利条約」及び主要な多国間環境関連協定等の締約国において、これらの取り決めに従い労働者の権利や環境、保健基準を遵守しつつ、ダイナミックかつ十分に機能する民間セクターの活動を促進する。
- 68. 国際貿易は、包摂的な経済成長や貧困削減のための牽引車であり、持続可能な開発の促進に貢献する。我々は、世界貿易機関(WTO)の下、普遍的でルールに基づいた、開かれ

て、透明性があり予測可能性がある公平・無差別で包摂的な多角的貿易体制の促進及び意義のある貿易の自由化に向けた努力を続ける。我々は、すべての世界貿易機関(WTO)加盟国に対し、ドーハ・ラウンド交渉を迅速に終結するための努力を以前にも増して取り組むことを求める。我々は、開発途上国、とりわけアフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼開発途上国、中所得国に対し、地域経済の統合と相互接続性の促進を含む貿易関連の能力構築を促進するための支援の重要性を強調する。

- 69. (債務) 我々は、開発途上国が長期的な債務持続性を有することができるように、債権金融、債務救済、債務リストラ及びその他の債務管理等を適切に組み合わせて取り組む必要性を認識する。多くの国々は債務危機に対して脆弱であり、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国の他、幾つかの先進国も危機の渦中にいる。我々は改めて、債務国と債権国が、持続不可能な債務を防ぎ、この解決に取り組まなければならないということを確認する。持続可能な債務のレベルを維持するのは、借入国の責任である。しかしながら、我々は、貸し手にも、一国の債務持続性を損なわない形で貸し出すという責任があるということを認識する。我々は、債務救済を受け、持続可能な債務を達成した国々の債務持続性の管理を支援する。
- 70. (技術促進メカニズム)我々は、持続可能な開発目標を支持するために、アディスアベバ行動目標で合意された技術促進メカニズム (TFM) を立ち上げる。TFM は、加盟国や市民社会、民間セクター、科学団体、国連やその他のマルチ・ステークホルダー間の協力に基づいている。また、その構成は、SDGs のための科学技術イノベーションに関する国連機関間タスクチーム (以下、国連機関間タスクチーム)、オンライン・プラットフォーム、SDGsのための科学技術イノベーションに関するマルチ・ステークホルダー・フォーラム (以下、マルチ・ステークホルダー・フォーラム) から成っている。
- ・ 国連機関間タスクチームは、能力構築取組分野におけるシナジーと効率性を高め、科学技術イノベーションにおける国連システム間の協力、一貫性、調整力を高めることが期待されている。タスクチームは、現存資源を活用しながら、マルチ・ステークホルダー・フォーラムやオンライン・プラットフォームのモダリティーに関するプロポーザルの作成からこれらの運用・実施の準備のために、市民社会、民間セクター、科学者の各分野から構成される 10 人の代表者と協力してこれを行う。10 人の代表者は、2 年の任期で、国連事務総長によって任命される。タスクチームは、国連のすべての機関、基金、プログラムの他、経済社会理事会の下に設けられている機能委員会のいずれも参加できるが、最初のメンバーは TFM に関する非公式作業部会に関わってきた機関、すなわち、国連経済社会局(UNDESA)、国連環境計画(UNEP)、国連工業開発機関(UNIDO)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、国連貿易開発会議(UNCTAD)、国際電気通信連合(ITU)、世界知的所有権機関(WIPO)、世界銀行から構成される。

- ・ オンライン・プラットフォームは、国連内外にある既存の科学技術イノベーション関連 メカニズム、プログラムのマッピング及びこれら情報・サービスへのゲートウェイの構 築を行う。同プラットフォームは、科学、技術及びイノベーションに関する各種情報、 成功例や教訓等へのアクセスを促進する他、公開されている科学情報の普及に貢献する。 同プラットフォームの開発にあたっては、既存の科学技術イノベーション・プラットフ ォームへのアクセスや情報等を提供し、重複を避け相乗効果を強化するために、国連の 内外で蓄積されてきた教訓も踏まえつつ、独立した技術的な調査を行い開発するものと する。
- ・マルチ・ステークホルダー・フォーラムは、年1回、2日間の会期で様々なステークホルダーを招集し、持続可能な開発の実施を巡る科学技術イノベーション協力に関するテーマ別の議論を行う。このフォーラムでは、科学技術イノベーション協力及び能力構築に関するものを含め、技術ニーズとギャップを埋めるための様々なマッチメーキング、協力、能力構築等の機会が提供される。フォーラムは経済社会理事会議長によって招集され、経済社会理事会による年次「ハイレベル政治フォーラム」会合の前に開催されるか、テーマ等の関連性があれば他のフォーラム、会議等に関連づけて開催することができる。このフォーラムは2つの国連加盟国からなる共同議長の下で開催される。そして、その成果はポスト2015年開発アジェンダ実施のフォローアップ・レビューの観点から経済社会理事会「ハイレベル政治フォーラム」へのインプットがなされる。
- ・ 「ハイレベル政治フォーラム」の会議では、マルチ・ステークホルダー・フォーラムの成果がインプットされる。また、その翌年のフォーラムのテーマについては、上記国連機関間タスクチームの専門的インプットを得て決定される。
- 71. (普遍性、不可分性、関連性) 我々は、実施手段を含む本アジェンダ及び持続可能な開発目標とターゲットは、普遍的で、不可分、相互に関連していることを再度強調する。

フォローアップとレビュー

- 72. (フォローアップ・レビュー) 我々は、次の15年に向けた本アジェンダの実施に関する組織的なフォローアップ・レビューへの関与にコミットする。力強く、自発的、効果的、参加型、透明かつ統合的なフォローアップ・レビューの枠組みは、実施への貢献に不可欠である。また、こうしたフォローアップ・レビューは、各国が誰一人も取り残さない進展を図るために、本アジェンダの実施を最大化し、その進捗をしっかりと把握することを支援する。
- 73. (各レベルでの必要性) 国内、地域的、全世界の各レベルでの活動にあたっては、この枠組みが国民への説明責任を促進し、本アジェンダを達成するための効果的な国際協力を支援し、成功例の交換や相互学習を促進する。また、共通の課題や新たに対応が必要とされる課題への対処のための支援を動員する。本アジェンダはユニバーサルであるが故に、すべての国家間の相互信頼と理解は重要である。
- 74. (基本原則)すべてのレベルにおけるフォローアップとレビュー (FUR) のプロセスは、次の原則によって導かれる。
- a. これらのプロセスは、自主的で、国主導であり、多様な国の現実、能力、開発レベルを 考慮し、政策スペースと優先事項を尊重する。国家のオーナーシップは、持続可能な開 発を達成するための鍵である。よって、グローバル・レビューが各国の公的データ・ソ ースを基に行われることを踏まえると、国家レベルのプロセスによる成果は、地域及び 全世界レベルでのレビューのための土台となるものである。
- b. これらは、ユニバーサルで、統合され、相互に関連しており、且つ3つの側面を有する 持続可能な開発の性質を尊重した方法で、すべての国において、実施手段を含むユニバ ーサルな目標とターゲットを実施し、その進捗を計る。
- c. これらは、各国がしっかりとした情報に基づく政策を選択できるよう、長期的な方向性、 達成度合い、課題、ギャップ、死活的に重要な成功の要素を見出し、各国への支援を行 う。また、必要な実施手段とパートナーシップを動員し、解決策や成功例を導き出すと ともに、国際開発システムの連携と有効性を高める。
- d. これらは、すべての人々にとって開かれて、包摂的で、参加型の、透明性を持ち、すべてのステークホルダーによる報告をサポートする。
- e. これらは、人間中心で、ジェンダーに配慮し、人権を尊重し、特に、貧困で脆弱な最も 取り残された人々に焦点を当てたものとする。
- f. これらは、既存のプラットフォーム及びプロセスを活用し重複を避けて行われる。また、 各国の状況、能力、必要性、優先事項に対応したものとする。新たな問題や新しい方法 論の開発を考慮して改良を加えるとともに、各国の行政府における報告の負担を最小限

にする。

- g. これらは、各国の主導で行われる評価やデータに基づく正確で根拠のあるものである。 各国が行う評価やデータは、高品質で、アクセス可能、時宜を得た、細分化されたデータに基づくものであり、具体的には、収入、性別、年齢、人種、民族的属性、移住者の法律上の地位、障害、地理的属性及びその他各々の国内での状況に関連のある特徴等を踏まえたデータである。
- h. これらは、特に、アフリカ諸国、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国、中所得国等の開発途上国における国家資料システム及び評価事業の強化を含む能力開発の拡大を必要とする。
- i. これらは、国連システムと多国間機関による積極的な支援によって支えられる。
- 75. (指標)目標とターゲットは、グローバルな指標によってフォローアップされる。これらは、国レベルや全世界レベルでのベースライン・データの欠如を埋める取組とともに、各国や地域レベルで策定される指標によって補完されるものである。国連統計委員会の下に設けられた「SDG 指標に関する機関間専門家グループ (IAEG)」が策定するグローバル指標の枠組みは、2016年3月に国連統計委員会で合意され、既存のマンデートに基づき国連経済社会理事会及び総会で採択される。この枠組みは、実施手段を含むすべての目標とターゲットに対応したもので、SDGs に込められた政治的なバランス、野心のレベルを適切に反映したシンプルでありながらも妥協のないものである。
- 76. (能力開発)我々は、開発途上国、とりわけアフリカ諸国、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国に対し、高品質で、時宜を得た、細分化されたデータへのアクセスを確実にするため、統計局及びデータ・システムのエンパワーメントのための支援を行う。我々は、地球観測や地理空間情報等を含む幅広いデータの活用を追求するために、各国のオーナーシップを前提としつつ、支援と進捗管理における透明性と説明責任を明確にした形での官民連携の拡大を促進する。
- 77. (各レベルでのレビュー) 我々は、地方、国、地域、全世界レベルでの定期的且つ包摂的なレビューの実施に取り組むことにコミットする。我々は、既存のフォローアップ・レビューの機関及びメカニズムを最大限活用する。国レベルの報告は、地域及び全世界レベルでの進捗と課題を特定することを可能とする。地域レベルの対話と全世界レベルでのレビューと併せ、様々なレベルにおけるフォローアップのための勧告を提供する。

国内レベル

78. (各国の対応) 我々は、すべての国連加盟国が本アジェンダ全体の実施に関する実務的で野心的な対応に早急に着手するよう促す。これらは、既存の国家開発、持続可能な開発戦略等をふまえて、SDGs の移行を支援するものとする。

79. (国内での実施)また我々は、加盟国が、国及び地域レベルにおいて、各々の国のイニシアティブで行われる定期的で包摂的な進捗に関するレビューを行うことを促す。かかるレビューは、各国の現状や政策、優先課題を踏まえつつ、先住民、市民社会、民間セクター及び他のステークホルダーからの貢献を得つつ行われるべきである。また、国会やその他の機関もこうしたプロセスを支援する。

地域レベル

- 80. (役割)地域レベルでのフォローアップ・レビューは、自発的なレビューを含む相互の学び、共通のターゲットに関する成功例と議論を共有する有益な機会となり得る。この観点からは、地域委員会及び地域組織の協力を歓迎する。包摂的な地域プロセスは、「持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム」を含む、全世界レベルでのフォローアップとレビューに貢献するものである。
- 81. (適切な地域フォーラムの特定)既存の地域レベルでのフォローアップ・レビュー・メカニズムを踏まえたものとするために、我々はすべての加盟国に対し最も適切な地域フォーラムを特定することを求める。国連地域委員会は、この観点から加盟国への支援を継続することが期待されている。

全世界レベル

- 82. (ハイレベル政治フォーラム)「ハイレベル政治フォーラム (HLPF)」は、そのマンデートの定めるところに従い、総会、経済社会理事会、その他関連機関及びフォーラムとの一貫性を確保しつつ、全世界レベルでのフォローアップ・レビュー・プロセス・ネットワークの監督において中心的な役割を果たす。同フォーラムは、成功、課題、教訓を含む経験の共有を促進し、フォローアップのための政治的リーダーシップ、指導、助言を提供し、持続可能な開発政策に関するシステム全体としての一貫性と調整を促進する。また、本アジェンダ自体がその意義を失わず野心的なものであり続けるようにし、その進捗や、先進国及び開発途上国が直面している課題に焦点をあてなければならない。さらに、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国に関するものを含む、関連する全ての国連の会合フォローアップ・レビュー活動との効果的なリンケージが構築される。
- 83. (事務総長報告書)「ハイレベル政治フォーラム」におけるフォローアップ・レビューにおいては、国連システムの協力の下、グローバルな指標枠組み及び各国の統計・情報システムによって作成されたデータに基づき、事務総長が毎年作成する「年次 SDG 進捗報告(annual SDG Progress Report)」が提出される。またこの他に、「グローバル持続可能開発報告(Global Sustainable Development Report)も活用されることになっており、この報告は、各国の政策立案者が科学的な裏付けをもって貧困撲滅及び持続可能な開発を促進し

ていけるようにするために科学と政策間の橋渡しを強化することを目指している。我々は、経済社会理事会議長に対し、「グローバル持続可能開発報告」について、そのスコープ、方法論、作成の頻度及び「年次 SDG 進捗報告」との関係あり方についての協議プロセスを招集し、そのプロセスの結果を、2016 年の「ハイレベル政治フォーラム」会期での閣僚宣言に反映する。

- 84. (ステークホルダーの関与)経済社会理事会主催による「ハイレベル政治フォーラム」では、国連総会決議67/290を踏まえて定期的なレビューを実施する。同フォーラムでのレビューは、先進国、開発途上国の他、関連する国連機関、市民社会・民間セクターなどのステークホルダーに対し報告を促しているが、あくまで自発的な性格のものである。レビューは、閣僚やその他のハイレベル参加者が関与した国家主導のプロセスである。レビューは、メジャー・グループ及び関連したステークホルダーの参加を通して、パートナーシップのためのプラットフォームを提供する。
- 85. (テーマ別レビュー) さらに、「ハイレベル政治フォーラム」では持続可能な開発目標の進捗に関するテーマ別レビューも開催する。こうしたテーマ別レビューは、各目標間の相互関連性を踏まえつつ、経済社会理事会の各種機能委員会及びその他政府間機関、フォーラム等によるサポートを受ける。こうしたテーマ別レビューはすべてのステークホルダーを関与しつつ、「ハイレベル政治フォーラム」の実施サイクルに統合されていく。
- 86. (アディスアベバ行動目標との関係)アディスアベバ行動目標にて言及されているとおり、我々は、開発資金(会議)の成果に対するフォローアップ・レビューと本アジェンダのフォローアップ・レビューの枠組みに統合されている SDGs の全ての実施手段を歓迎する。開発資金に関する年次経済社会理事会フォーラムにおいて政府間合意の下で得られた結論及び提言については、「ハイレベル政治フォーラム」における本アジェンダ実施に関する全体のフォローアップ・レビューに役立てられる。
- 87. (総会主催 HLPF)総会主催の下で4年に1回行われる「ハイレベル政治フォーラム」は、本アジェンダの実施、進捗及び課題の特定、さらなる実施促進のための動員を行う上でハイレベルでの政治的ガイダンスを与えるものである。国連総会の下で開催される次回ハイレベル政治フォーラムは2019年に開催され、以降、「四ケ年包括政策レビュー (QCPR)」プロセスとの一貫性を最大化するために開催時期を調整することにする。
- 88. (国連開発システム)また、我々は、国連開発システムによる新たなアジェンダの実施に対して首尾一貫した集約された支援を確実にするために、システム全体で整合性のとれた戦略計画、実施、報告体制の重要性を強調する。関連する統治組織は、実施支援のレビュー及び進捗と支障を報告しなければならない。(こうした各々の国連開発システムの)

監督機関は、そうした支援の内容についてレビューを行いその進捗と障害について報告を 行わなければならない。我々は経済社会理事会における「国連開発システムの長期的ポジ ショニングに関する対話」を歓迎し、適切な対応が取られることを期待する。

- 89. (メジャー・グループ)「ハイレベル政治フォーラム」は、国連総会決議 67/290 に沿って、メジャー・グループ及び関連したステークホルダーによるフォローアップ・レビューのプロセスへの参加を支持する。我々は、これらの関係者に対し、アジェンダの実施に対する彼らの貢献について報告することを呼びかける。
- 90. (HLPF に向けた事務総長報告書) 2016 年に開催される「ハイレベル政治フォーラム」の準備に向けて、我々は事務局長に対し第70回国連総会での検討に付すための報告書の作成を求める。具体的には、全世界レベルでの首尾一貫した、効率的で、包摂的なフォローアップ・レビューに向けた重要なマイルストーンを示す内容の報告書を求める。この報告書は、経済社会理事会の下で開催される「ハイレベル政治フォーラム」における各国によるレビューのための組織アレンジに関する提言を含むものとする。また、同報告は組織の責任を明確にし、各年テーマ、テーマ別レビューの結果、「ハイレベル政治フォーラム」に関する定期的レビューについてガイダンスを示すものとする。
- 91. (結語)2030 年までに、より良い世界へと変えるため、本アジェンダを十分活用し、達成するための揺るぎないコミットメントを、我々は改めて確認する。

36